

{3.24} 証言集・下

~ 1990.1 ~

そのようにお考えになって、それを書面にしようというふうに考えられましたか。
はい。

弁護人請求証拠番号二四を示す

今日付けであなたが作成したということになりました二四号証ですが、これは先程の趣旨であなたが竹中証人について、分かりやすくするために補充しよう、正確にするために補充しようと、そういうことで書かれた書面に間違いはないですか。

はい。

順を追って最初のほうから見ていきますが、一番上に七丁表の八行目というところに、ドイツ語のゼロックス室と書いてあるところを補充しておられますが、これはどういうことでしょうか。

証言では通称で述べておりますが、正確にはドイツ語学科の全体の事務を統括している中央室というもので、その後私たちが占拠して以降は、ドイツ語資料室と名称が変更され、その後ドイツ語研究室という名称になって

最高裁判所 二〇三九号の二

最高裁判所 九号の三

います。ただ私たちは大学闘争資料室という名称で文章を作成したり、訪問者に解放したりしておりました。

それでこの箇所はよろしいんですね。

はい。

七丁の裏、一〇行目から一二行目の訂正補充ということですが、ここはどういうことが書いてありますか。

証言では、松下を非常勤講師とする自主ゼミが教室会議で否決されたとか書いてありますが、実際には教授会で最終的に投票で判断されて、賛成のほうが反対よりも多かったので、保留する票がさらに多かったので結果的に否決されたという経過があるということです。

この後に否決されたと、それを補充されるわけですね。

はい。

後ほかにも書いてありますが、これが一番の補充する部分でしょうか。

そのような経過が一回だけでなしに、三回連続して続いたということが、本件の発生にかかわるドイツ語資料室、私たちの言う大学闘争資料室の占拠につながるという背後的な経過としても強調しておきたいということです。

次は八丁表、七行目から八行目にかけての部分についての補充ですね。

はい。

これはどういうことでしょうか。

証言では、その部屋の占拠が学生大会で討論されたとなっていていますが、実際は圧倒的多数の賛成で可決され、学生を主体とする占拠が行なわれ、大学当局も実質上それを黙認していたということです。

それと一一丁の表の八行目の補充訂正ですが、これはどういうことでしょうか。

証言では^正製本、ドイツ語の本が新潟大学で発行されたとなっていますが、正確には京都大学に来ていた、全国から参加した学生や教官のうち、この

最高裁印 九号の三

年度に非常勤講師として申請された人を中心に発行された、その中に新潟大学関係者も含まれていたということであり、また補充版がその後熊本大学でも発行されているということです。
それから一二丁の表、六行から九行目までの部分についての補充訂正ですが、どういうことになりますか。

これは先程も述べましたように、私たちの名称としては大学闘争資料室という名称で知られており、全国的に訪れる人も多く、本件の根本被告人もその一人であるということです。

二四号証の二枚目にいきますが、二〇丁の表四行目のところの部分、ここを補充したいということですが、どういうことでしょうか。

これは、本件に先立つ京都地裁の判決の送達に関連した箇所ですけれども、その段階で、私は東京拘置所に勾留されていたために、その民事裁判の判決の前後の活動がほとんどできず、また本件の根本被告人や、その現在同

加ニ字

居している鈴木そのという女性との問題について十分な意見を述べたり、彼らが孤立しないように配慮することができなくなり、それによって根本被告人の孤立が深まって内部での対立が激しくなったということです。

次の二九丁の裏の岡山グループという言い方という点についての訂正といふですが、^{訂正}ということが書いてあるんですか。

これはよく知っておられる方にはこれでもいいんでしょうけれども、地名をグループの前に付けますと、その場所にいる者全体が同じ意思発想をしているような判断を与えかねませんので、できれば使わないほうがいいと考えました。実際には岡山大学にいる人たちの内部でも、ほとんど一人^対つ意見が違いますし、内部的な対立もありますし、そのことを補充したか^{つた}ということですか。

次の三〇丁の表の四行目の点についての、岡山からA三六七へ移ったという点についての補充訂正ですね、ここはどういうことが書いてありますか。

加割各一字

最高裁印 九号の三

根本被告人に深くかかわる鈴木そのという人が、岡山大学から京都大学へ住居を移し、また京都大学のほうからその後札幌へ住居を移しますが、その移した点については特に批判は出されていない。むしろ住居を移転することによって活動の比重というか、内容が変化したことには一部の人から強い批判はあったということ^を補充したいと思いました。

次、三八丁裏の八行目、ここに根本氏の荷物の自主管理という点についての補充ですね、これはどういうことを補充されるわけですか。

これは、竹中証人も言っていると思いますが、だれかの荷物を奪うというふう^にに受け取られる行為をしたとして、それはたいへん異常に感じられま^すすけれども、参加者の考え方の中では、六九年の大学闘争におけるバリケードとか、大学の構内あるいは組織^{や会議や早退や空室用紙}などについての自主管理闘争というのが背景にあり、その一つの応用として、ある会議の結論が出るまではその場を動かさないでほしい、ということ^をを要求する一つの手段としての荷物の

自主管理が行なわれた。価値判断は別として、そのような六九年の大学闘争以降の行動形態との関連で行なわれたということを経強調したいと思いましたが。

次に三枚目、二三回の公判の竹中証言に対しての補充に移るわけですが、まず最初に誤記の訂正がありますね、二丁表の二行目の「学外者」という言葉なんですが、これは正確にはどうということなんでしょうか。

学外者は学内者と発音がよく似ていますので、誤記になったと思いますが、正確には学内者です。

竹中証人にこのへんを確認しましたか。

はい。

学内者というふうに一応証言したと自分は思ってる、というふうに答えられましたか。

はい。

最高裁印 九号の三

それから二丁の裏の部分に関しての訂正ということですが、何か補充訂正することがありますか。

竹中証人への京都地裁の判決の送達に関連しておりますが、竹中証人が裁判所に届けている場所とは違う場所、一時的に立ち寄る可能性のある場所へ、しかも竹中証人が不在中に執行官が届けに来て、受取を拒否された後で、車の上ないし路上に放置したという経過があります。それを拾った本件の根本被告人の問題と関連すると思って、補充を考えました。

それと四丁裏の部分に関しての訂正がありますね、これはどういことですか。

本件当日、つまり三月二四日の開廷前に、根本被告人が廊下で床の上に横になっていたことを私も目撃しておりますが、それは単に裁判所の権威を落とすとかそういう意図でそうしていたのではなくて、むしろそれまで一週間近い経過、札幌から東京を経て神戸・大阪という形で移動して来た疲労感、それから前夜神戸でほとんど一睡もしないでみんなの話を聞いたり、

加刑各一字

考え込んでいたための疲労、それがどうしても耐えられなくなって床に横になったということと、それから一緒にいた鈴木そのさんが妊娠しておりました、空いているベンチには鈴木そのさんを座らせていた、それからベンチは一人づつのくぼみがありますから、ベンチの上に横になると背中が痛いということが体験的にも分かっていたために、鈴木そのさんを座らせ、その横に自分も横たわったということです。

それと七丁の裏について、証人自身が法廷で読み上げたことについて補充したいということですが、どういうことでしょうか具体的には。

これは、神戸地裁では承認されていた訴訟指揮の内容に関連しますが、民事訴訟法の六五条及び六八条には、それぞれ参加する訴訟行為が規定されております。そして参加を許さない裁判が確定するまでは訴訟行為ができず、確定した後でも確定前の訴訟行為は効力を持つという規定がありまして、その部分を廷吏の方が参加人に対して、なぜそこに座っているのか

証 一字

最高裁印 九号の三

と問い掛けられたときに私から読み上げ、廷吏の方も了承されたということとです。

次に一〇丁裏から一一丁の表にかけての点についての補充がありますが、これはどういう補充をされるんですか。

刑事公判では、一瞬の行為を審理することがたいへん重要だと思えますが、本件では特にそうであって、警備員が私の後ろから飛び付く瞬間に根本被告人が傍聴席のほうからこちらに近寄って来た、それが極めて近接した時間であって、その瞬間には法廷内のほかのだれも動いていない状態であるということ強調したいのと、その一瞬に根本被告人の行為が極めて目立ったために、警備員が彼に対して注意を集中し、その後様様の暴行を加えるきっかけになっているということを補充したいと思えました。

今の話、若干私のほうから補充で聞きたいんですが、根本さんが、あなたが警備員に拘束されようとしたときに、まず法廷内に入って来ましたね。

はい。

そのときに、まだほかの人たちに動きはなかったと、そういうことですか。

はい。

例えば、具体的に動作をしていなくても、怒号を浴びせるとか、そういうことはなかったですか。

私たちの裁判では怒号を上げる人がいないと思います。

大声を出して、例えば、やめろとか。そういうようなことを言ったことはありませんでしたか。

その後数分経ってから、根本被告人に対して集中的な暴行が加えられる段階で、傍聴席のほうから何人かがそれに抗議する声がありました。ただ最初の段階では、だれも声は上げておりません。

根本さんが入った段階では、ほかに動きも、あるいはその発声もなかったと、そういうことでしょうか。

最高裁印 九号の三

はい。私は控訴人席におりましたから、全体の様子がよく見えましたし、なによりもその一瞬というのは、私が作り出したとも言えるので、たいへん注意が集中していたために、それは正確だと思えます。

それから一四丁表についての補充訂正があるということですが、これはどういうことでしょうか。

本件は三月二四日の経過だけでは決して審理できないと思います。その数日前、三月二〇日の東京高裁における刑事公判、被告人は私でしたけれども、そこに本件の根本被告人、鈴木その、鈴木れい、これは四歳の男の子ですが、及び学生が一人参加しておりまして、そのときの経過とりわけ根本被告人が自分の無力さを痛感した経過が、四日後の三月二四日の彼の行動に影響しているということを補充したいと思いました。

その内容が、この二四号証の一四丁表と書いた部分に、書いてあるわけですか。

はい。

具体的にはですね、根本さんがどういう経過でその三月二〇日の日に無力感を感じておった、あるいは今回の二四日の行動のバネになるような体験をしたのかというふうに考えておられますか。

三月二〇日の東京高裁の刑事公判の法廷で、私に対する発言禁止命令や退廷命令が出たときに拍手をした鈴木、根本の二人に対しても退廷命令が執行されかけたわけですが、それに何らかの形で抗議したのが私だけであつて、根本被告人は体が動かなかつたという状態で、たいへん自分の無力感を気にしていた様子でした。

気にしていたということで、何か具体的な行動をその二〇日前後に取つたことがありませんか、根本さんは。

彼はもともと黙りがちの人ですから、どういうことを考えているのかははっきり分かりませんが、私に対するある、以前とは違う親近感とかあるいは、何か力になりたいという感じは持つたかもしれません。

そのことを具体的にあなたのほうに話をしたりとか、あるいは表現したりとか、そういうことはありませんか。

特に記憶にはありません。

次に一八丁の裏の点についての補充がありますね、これはどういうことですか。

これは推測になりますが、本件の法廷での裁判長は、退廷とか拘束の命令を出さずに事態を処理しなかったのではないかということと、にもかかわらず、書記官や警備員の報告なり突上げなどがあつて、時間的にかなり後になってから退廷や拘束などの命令を出したのであろうと。これは体験からもその日の経過からも考えましたので補充したいと思います。

それから一九丁の裏の九行目の訂正ですが、どういう訂正をされるんですか。

竹中証人に確認したところでは、単位認定と発言したのが、代認定となつているので、正確には単位、成績の単位認定ということですよ。

それからもう一つ、二四号証には書いてないんですが、二三丁の裏の一行目のとこ

ろに
 根本さんと書いてありますね。

はい。これは当然根本さんだと思います。

この点については、竹中さんには確認はされてますね。

電話で確認しました。

それから二六丁の表、ここについても補充訂正があるんですね。

この部分は竹中証人の通りである、ということをごさらに強調したいので繰り返し申しますと、証人控室に入って来た警備員らは、私のほうに向かうのではなくて、何も言わずに、まず根本被告人のほうに向かい、その両手を取って引き出した。このことの意味はたいへん重要であって、警備員らは松下を拘束するために入りその公務の執行を妨害されたというふうになっていきますけれども、それは全く違うので、何も言わずに根本被告人のほうへまず向かった、ということをご強調したいと思われました。

それから二九丁の表の部分、この点についてはどういう点を補充されますか。

私が証人控室に座っていたときに、だれも言葉は発しない静かな状態でしたが、ドアのすぐ外から警備員の、公妨じゃ、という声がかっきり聞こえました。その瞬間には根本被告人の足の動き、角度などを私が一番よく見える位置におりましたが、全く動いていない、両足が床についている状態で、警備員の公妨じゃ、という声を聞いたので、私はとっさに、排除する際抵抗させないための威しというか、注意、警告の言葉だというふうに考え、それからもしかして、一時間前の法廷内における根本被告人の行為のことを指しているのかもしれないとも思いましたが、現在の瞬間における行為について、公妨じゃということは夢にも考えられなかった状態であるということをご強調したいと思われました。

今証人は、足の動きについてだけ具体的に述べられましたね。

はい。

上半身、特に手とか頭とか、そういうものの動きはどうでしたか。

すでに両手を、両側から警備員に取られている状態で無抵抗の姿勢です。動かしようがないような状態だったと、そういうことですね。

はい。

次に三〇丁の裏についてですが、ここではどういう補充をされるんですか。

警備員の供述などを見ますと、根本や松下は連行される際に連行されにくくするために寝転んだというふうな供述になっていますが、事実は全く逆で、連行しやすくするために足払いを掛けたりして背中を床に付け、両手両足をそれぞれ持って引きずって行ったというのが事実であり、これはその日だけでなしに、私の経験してきた街頭デモの規制、座り込みの排除、拘禁施設内の連行の場面(目撃してふり)で、いわば訓練されている連行方法であるということです。もう一つ、両手両足と言いましたが、手首足首を持つように指導されている、表向きはそうであるはずなのに、より苦痛を与えるために手首ではなくて指そのものを反対方向に折り曲げるようにして引きずると

最高裁印 九号の三

加刑各二字

いう方法が、本件の三月二四日に取られたということを目指したいと思いません。私については直後、天満警察署で私が何も言わない前に警察官のほうに驚いて応急手当をし、その後大阪拘置所でも監置完治一〇日間の期間中、治療を必要としたということを補充したいと思います。

そのときのあなたの手、指の状態ですが、どういう状態があったんですか。

人差指の関節及び根本の部分から腫れ上がって、青黒くなりました。それから足首には擦過傷、出血もかなりありました。

足首の擦過傷というのは、どういうときにできた？

それは、もともとは三月二〇日の東京高裁の法廷でその部分に負傷しておりましたが、三月二四日に引きずられる際に、その部分を強く握ったために皮がむけて出血したという状態です。

次に四五丁の裏についてですが、これはどういう補充をされるんですか。

私が拘束されて、この建物の地下にあります仮監に収容された段階で、弁

護人の立会と連絡を要請したのですが、警備員もそれから仮監の職員も、ここではそういう法律は通らないのだということ、一切要請を拒否し、その後の制裁裁判においても、石川裁判長にその旨を語ろうとしたんですが、発言禁止のまま決定を読み上げられ、証拠調べや反論の機会なども全くなかったし、抗告に必要な決定書を何度も要求したんですけども、全然届けないで、抗告期間の終了直前にやっと、三回目か四回目の要請を弁護人から行なって、かろうじて届けて来たということを補充したいと思えます。(抗告は決定を不服を申し立てるおこった。)

次に四九丁の表の部分ですが、この点については、どういう補充でしょうか。

これは、竹中証言が正確に述べておりますが、私たちは警備員を一方的に批判しようとは思っていないということ、警備員が自分では無意識のうちにも根本被告人や私たちが考えるべき課題、考え直すべき課題を具体的にしてくれたのだという、無意識の共闘者という把握をしているのと、こ

の問題は単に法廷での事件であるばかりでなく、私たちにとっての戦争責任や戦後責任、公務であるから何をしてもいいとか、あるいは職務を逸脱してもそれが公務員であるということ、許容されることのおかしさ、誤りの問題にもつながっていくということを強調したいと思えます。

その後の四九丁の裏から五〇丁の表にかけて、最後の部分ですが、このへんについての補充はどういうことですか。

竹中証人は、証言の最後の部分で、証言委託書の内容について触れておりますが、この証言委託書の内容というのは、八七年一月段階で竹中証人が本件にかかわる様様の人たちに提起した文書であって、その内容を要約すれば、我々は決して権力と反権力というふうな平面的な対立関係でこの事件をとらえることはできないし、また自分たちのやったことがすべて正しいという言い方もできない。むしろ我々のやってきた行為の一つ一つ、考え方の一つ一つを原点から再検証というか、検証し直す姿勢を本件につ

いてのみならず、自分の日常生活や活動の様式についても広げて考えるべきではないか、そのようなことを決意した者に証言をしてほしいということとであって、その後、射場証人なりあるいは竹中証人なり、また私が本日証言を開始しているのは、この証言委託書の深さからそうしているのだということを補充したいと思います。

それと、五〇丁の裏の二行目の中に、だれもが自己視を対象化し、と書いてありますね。自己視はこれでよろしいですか。

視点の視は、歴史の史に替えたほうが正確です。

竹中さんには、この点を確認されてますか。

はい。

歴史の史という趣旨で証言されたというふうに、竹中さんはあなたに話されたと。

はい。自分の歴史という意味での自己史です。

以上であなたの竹中証人の証言調書を読んだことについての補充、これは一応終わ

最高裁印 九号の三

ったと、そういうことでしょうか。

はい。

次に尋問の中で、あなたの提出する書類、提出したいというふうに考えておられる書類について、どうして提出したいのか、どういう内容であるのかについて説明したい、そういうことだったんですが、これは後回しにするということとで、罪体についてですね、本件の根本さんが起訴されている事実について午前中に先に尋問したいと思うんですが、それでよろしいですか。

そうですね、午前中でできる範囲までやっていただいてもいいと思います。まず昭和六一年の三月二四日、この日の午後二時二〇分ごろの一〇〇七号法廷の証人控室の扉の内外で起こったことについてお聞きしたいんですけれども、この日のこの時間に、あなたはこの証人控室の中におられましたね。

はい。

証人控室に入ったのは、何時ぐらいですか。

時計を見たわけではありませんけれども、一時半前後ではないかと思いま
す。

四〇分から五〇分ぐらいは、その証人控室の中におられた、そういうことでは
か。

はい。ただ、かなり自由に歩いておりました、トイレへ行ったりそれから
廊下にある冷却水を飲む装置ですか、あそこで水を飲んだりしたこともあ
ります。

ずっと継続しておられたわけではないけれども、証人控室に大体はいた、そういう
ことでしょうか。

はい。

証人控室の中の位置関係ですが、あなたはどこに座っておられましたか。

ドアを入れて右手のソファの奥です。ただ右手の手前に人がいなくなつて
からはそちらに近いほうに移動して、一人で座つた状態です。

最高裁印 九号の三

まず二時前後の、どういう方がどういうところに座つたかについて、説明してもら
いましょうか。まずあなたの向い側、要するにドアから入って左側の奥にはどなた
が座っておられましたか。

竹中証人です。

前回証言された竹中さんが、^左右奥に座っておられた。

はい。

ドアから入って右手前には、だれが座っていましたか。

二時前後ですか？

はい。

出入りがありました、千田書記官が最後に座られたと思います。

あなたが座っているソファの手前に座ったということですか、ドアから入って千田
さんが。

はい。

加刑各一字

それ以外の方は座っておられませんでしたか。

千田書記官が座られる前には男子学生が座っておりました。

その男子学生というのは、どういう方ですか。

眼鏡を掛けた大柄の人で、私とは直接、ほとんど話をしたことがないですけれども、印象としてはたいへん体格のいい人だったという記憶があります。

ドアから入って左側の手前、要するに竹中証人のドア側のほうの手前、そこにはだれが座っていましたか。

根本被告人です。

千田書記官が座る前には、右奥に証人が座られて、右手前には大柄な男子学生、それから左の奥に竹中さん、左の手前に根本さんが座っておられたとそういうことですね。

はい。

千田書記官が入って来たときか、そういうこともあったということですね。

はい。

千田書記官が入って来たときは、右手前に座っていた男子学生はどこにおられたんですか。

立ち上がって、控室内の壁に近い方向に背中を付ける形で立っていたと思います。

自分は右側に座っていたんですね、もともとは。

はい。

ドアから入って右側の壁に背を付くような形で、千田書記官に席を譲るような形をしておったんですか。

そうです。

控室内の状態ですが、どういう状態でしたか。

一時半以降、ほとんどだれも何もしゃべらない状態で、というのも、根本

被告人が全身が痛むのか、特に頭を抱えてテーブルにうつぶせになっていた状態が続いていました。

テーブルに肘を付いてですか？

少しずつやり方は変わってましたが、一貫してるのは頭を支えたり、頭の苦痛をなんとかなだめたいという仕草でした。

中にいた人同士で、会話はなかったんですか？

会話として特に記憶はなくて、むしろ千田書記官が入室したきっかけである、私が東京高裁に提出する書類が法廷の中に散らばって残っているから、それを探してきていただけないかというお願いをして、千田書記官が二回、少なくとも二回出入りされていたので、そのことについての話とかあるいは、女子学生の一人が激しく床にたたき付けられて脳震盪に近い状態になったので、証人控室の私の座っていたほうのソファに横になってもらって、医務室から看護婦さんなどに来ていただいて診察を受けたり、そういうこ

とが主として控室内で起きておりましたので、控室内にいた者同士で話しするということとはほとんどありませんでした。

証人と千田書記官、あるいはその医務室の担当の方、そういう者との間での会話はあっても、控室内の中の人たちの会話はなかったと、そういうことですか。

はい。

控室内の外には、法廷の警備員の方たちがおられましたね。

絶えずいたという記憶はなくて、一時的に全然姿が見えないということもありませんでした。

いたこともあるわけですね。

はい。

中を伺^{（見）}っているとか、あるいは挑発をするような行為をしたとか、そういうようなことはありましたか。

近くまでは来なかったという記憶はありますが、ただ千田書記官が来られ

る際には、後ろに二人ぐらい一緒について来られて、中の様子を伺うとい
うことはありました。

その日の二時二〇分ごろということになっているんですが、根本さんを警備員が控
室から外に連れ出そうとしたということがありますね。

はい。

このときの様子について話していただきたいんですが、先程も竹中証人の証言の補
充の中で話が出ておるんですが、まず、根本さんを排除する際に、警備員というの
はどういう行動を取ったんですか。

まず私が予期していたのは、拘束される可能性をかなりの確率で予期して
おりましたから、私に対して向かって来る、ないしは通告がなされると考
えていたところ、全く意外にも根本さんのほうに何も言わずに二人か三人
の警備員が近付いて両方から腕を取ろうとしました。

控室内にまず、警備員が入って来たんですね。

はい。

その数は何名ですか。

一番印象的なのは大島警備員、彼はその日の暴行のひどさと、それから顔
面に特徴のある傷があったので印象が強いんですが、彼が最初にまず入っ
て来て、それとほぼ同時に二人の警備員が入って来ました。

大島警備員が最初、その後二人の警備員が入って来たんですね。

はい。

大島警備員なりそれ以外の二人の警備員は、何か発言しましたか。
しておりません。

無言のままに行動に移る、そういうことですね。

はい。

まず、根本被告人に対してどのような行動を取りましたか。

先頭の大島警備員が根本被告人の左腕のほうをいきなりつかみました。た

だその直後に後ろにいる者に引き渡すという形で手を離されたかもしれませんが。最初に手を触れたのは大島警備員であるのは確かです。

根本さんの右腕のほうは、どういう状態でしたか。

ほぼ同時に別の警備員につかまれていました。

両腕を大島警備員あるいは、それから引き継いだ警備員が、まず根本さんの左側の腕ですね、右側を名前は分からない警備員の人がつかんで、控室外に連れ出そうとしたんですね。

はい。

その、根本さんは手をつかまれた際、腕をつかまれた際、根本さんは警備員に対してどういう行動を取りましたか。

その一瞬前から話を進めますと、根本さんは、やや腰をソファから上げるように立ち上がろうとしました。それは攻撃的というよりも防衛的警戒的に見えました。それまで法廷内外で警備員からかなりひどい暴行を受けて

いる記憶もあり、また何かされるのではないかという不安から、腰をやや浮かせたという状態で、その状態のときに両腕をつかまえられたということとです。

今の腰をやや中腰に上げたというのは、つかまれる前ですか、つかまれてから後ですか。

一瞬前ですね。

つかまれそうになったとき。

はい。

大島さんから左腕をつかまれそうになる直前ですか。

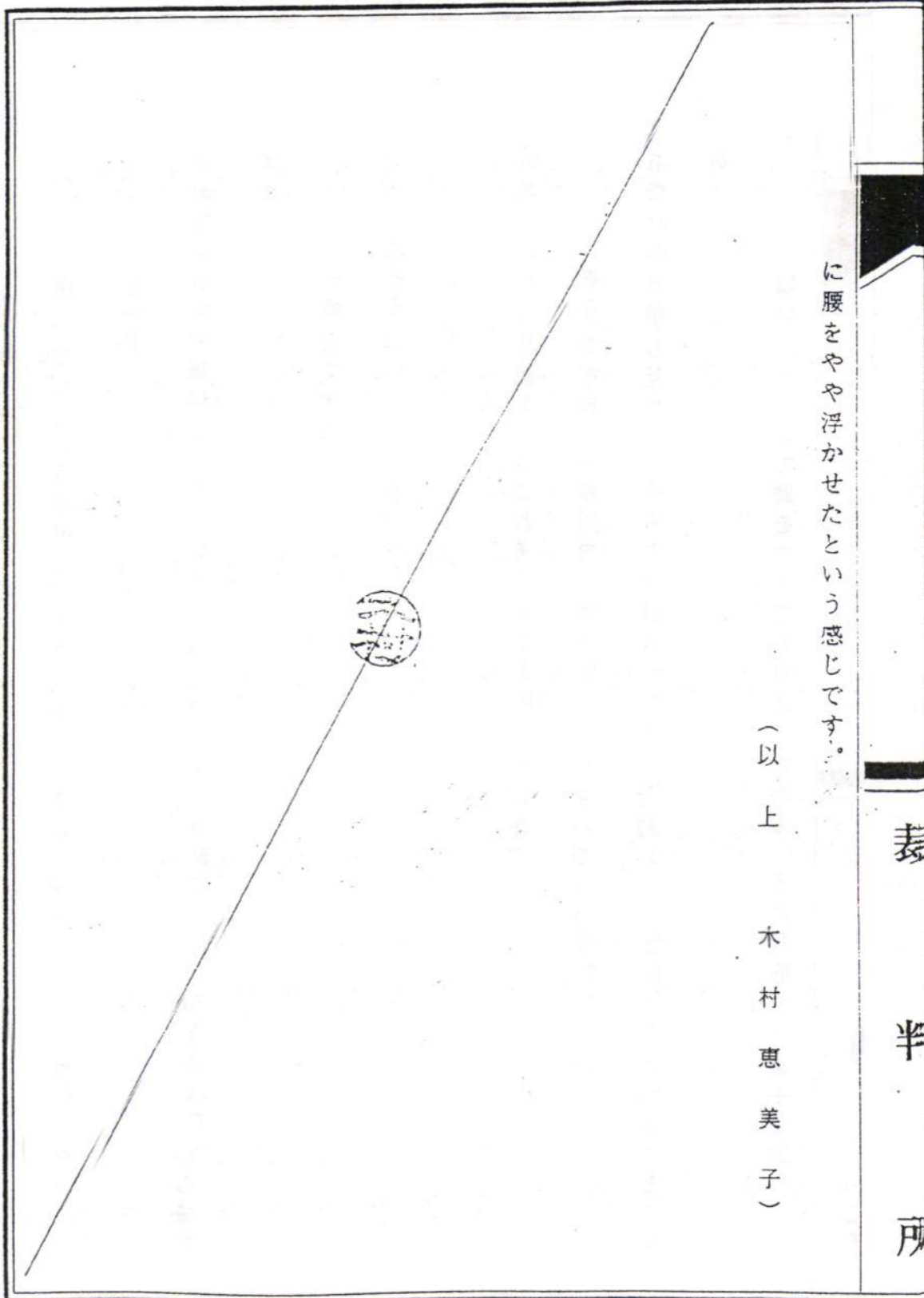
そうですね、一秒以内と言っていいくらいの短い時間です。

あなたの目から見たら、非常に防衛的な形での行動に見えたか、そういうことですか。

はい。それまで頭を支えておりましたから、その状態のまま手は動かさず

に腰をやや浮かせたという感じですよ。

(以上 木村 恵美子)



高表印 九号の三

弁 護 人 (金高)

両腕をつかまれて、警備員に控室外に連れ出される際に、根本さんはどういう行動をとりましたか。

彼は、腰をやや浮かせた以外は、声を出して抗議するとかあるいは自分のほうから手や足を動かすということは全くありませんでした。

あなたの位置、ドアから入って控室の入り口から右奥におられたということですね。その右奥から、根本さんの行動は見えませんでしたか。

正確には、右奥にいたのは千田書記官が座っていた二時前後の状態であつて、千田書記官が立ち去られた後、そのソファは私一人になりましたから、真ん中に近い、ほとんど真ん中に座っておりました。

先程証言の中で出ました大柄な男子学生、この人はそのときはどういう状態でしたか。

壁に背中をつけて立っており、それから一時トイレか何かに行ったと思ひ

ますが、もう一度引き返して来て、同じ場所に立っておいりました。
ドアから入って、控室内の右側のソファに座っていたのはあなただけだと、そういうことですね。

はい。

位置も、真ん中辺だと。

はい。したがって、根本さんの足を含む全体の体の角度が一番はっきり見える位置にいました。

先程根本さんが、若干腰を浮かした、それでそのまま引きずられて行ってしまったということなんですが、根本さんの足の動きですね、具体的にはどういう動きをさされてました。

私は、自分の経験からもその日の目撃経験からとも言えるのですが、連れ出されまいとする場合には、体の重心を低くして、それから両足を床に強くこすりつけて動かしにくいようにするし、現に根本さんもその日そうして

おいりました。
根本さんの足が上がったとか、そういうようなことを見たことがありますか、そのときに。

見ておりません。

ずっと床に付けたままだったと、そういうことですね。

はい、そうです。

上半身については先程もお聞きしましたけれども、固定されたままだと、手については、そういうことですね。

はい。

本件の公訴事実の中で、大島さんの右腕を両手でわしづかみにして引っ張るような行為をした、それから岸野さんという警備員の方の股間部を一回右足で蹴りあげたというようなことが記載されておいて、その点が問題になっておるんですけれども、こういうような事実はあなたは目撃されましたか。

そのような事実は、一切目撃しておりません。なお、付け加えると、私は被告人の利益になるからそう言っているのではなくて、後に証言もしますけれど、被告人や私に法律上不利になることも総て証言するつもりでここに来ております。したがって、腕をつかむとか股を蹴りあげるといった行為がなかったというのは、決して被告人のために証言するのではなくて、真実のために証言しているつもりでおります。

被告人を控室外に連れ出した警備員の人たち、この人たちは被告人の根本さんに対してどういう行動をとりましたか。

その前に、公妨じゃという印象的な声を聞いております。それは根本さんがまだ控室内にいて、じっとしたまま両足をつけた状態で引き出されつつある段階で、ドアのすぐ外、私の位置からすりガラスを経て一メートルないし二メートル以内の距離にいる警備員の声として、公妨じゃという語尾に特徴のある声を耳にしました。

最高裁印 九号の三

あなたの位置から見て、それが誰が言ったか分からないわけですか。

はい。

すりガラスの向こう側の人が言ったということは分かるんですか。

はい。ほかの声は一切ない、静かな緊迫の中の静けさといえますか、その中で、室内でなくてむしろ室外にいる人たちに聞かせるような、かなり大きい声で、公妨じゃという声がしたので、大変印象的でした。

その公妨じゃという声が発せられたとき、根本さんの体ですが、位置ですが、どこにあったんですか。

控室内の彼の座っていたソファとドアとの真ん中辺りです。

その公妨じゃという声を聞いて、あなたがどういう印象を持たれたか、どういうふうに考えたかということは、先程竹中さんの証言の補充の中で述べられましたね。

はい。

結局あなたとしては、今日撃した中では心当たりがないので、警告をしているのか、

あるいは一時間前の法廷内での行為をとらえて言っておるのか、どちらかかなと思っ
たと、そういうことですね。

はい。

あなた自身は、咄嗟にその程度の判断しかできなかつたと、そういうことですね。

はい。

弁第二五号証を示す

この証言プランという書面ですね、これはあなたのほうで正確な証言をしたいと、
言い忘れがないということで作られた書面と、そういうことで間違いないですね。

はい。

これに基づいて、今の証言を若干補充していただきたいんですが、まず一枚目の①
のところですが、これはどういうことでしょうか。

私は自分が拘束される可能性を考えておりましたから、逆に言えば根本さ
んのほうに警備員が向かったときにかなり驚いた、驚いたために自分でよ

最高裁印 九号の三

く正確に記憶しているわけですけども、黙って座っている、声を出さな
いということが印象的でした。そして、全般的に立ち上がったたり相手の腕
をつかんだりする積極的な行為は一切なかったということです。これは一
般に根本さんに限らず、街頭の座り込みや様々の排除の場面に、私は現場
にいた^こときがよくありますが、どの場合でも^{行々}基本的^{の人は}に黙って何もしないで
排除されるのが普通であって、抗議の声を上げるとかあるいは行動で抗議
するというケースはほとんどなかったし、それが人間の心理の基本的な姿
ではないかと判断します。

根本さんも、そういう基本的な判断あるいは人間の通常の行動パターンに従って何
もしなかつたと、そういうふうに考えるわけですか。

根本さんは、更に人一倍控え目で内面的な人ですから、それよりも更に受
動的といえますか、消極的な対応しかできなかったということですか。

②の部分ですが、これはどういうことを書いてあるんですか。

偶然に足をばたつかせて当たるといふこともなかったし、摩擦、靴の裏を床に強くつけて引きずり出されまいという意志を、私は直接目撃しているから、偶然に相手の体に足が触れるといふこともなかったといふことです。この②の中にも書いてあるんですが、病院でこの被害者とされている警備員の方たちが打撲傷を負っているというような診断書が作成されて、それが裁判所に提出されているんですが、あなたはこの点についてどのように考えていますか。

私は当日直後に天満署の留置場におりましたが、その日の夜風呂に入れてもらったのです。そのとき根本さんの後で私が入り、彼が全身裸の状態に出て来るところを擦れ違っておりますが、彼は全身に無数のアザを作っており、そのうち数箇所から出血しており、それから呼吸をするのを、胸を膨らませたりしぼませたりする動作が痛いという苦痛を訴えており、もしかしたら肋骨にヒビが入っているのではないかと心配して、警察で診断を受けさせてほしいと根本さんや私から要請したのですが、一切認められず、

最高裁印 九号の三

その後私が弁護士と連絡を取って、医療施設の整っている大阪拘置所のほうに早急に移監してほしいという要求を繰り返して、^{二日}やっとな拘置所に移監されて、そこで初めて一定の治療設備による治療を受けたのですが、医師が大変驚いておりました。しかし診断書を書かないという条件でなら泊してやるということを要請しまして、そしてその後私たちのほうから、これほどひどい負傷をしてるんだから、診断書を書いてほしいとずっと要求したんですけれども、結局それがないままに終わっています。それに比較して、先程質問のありました警備員のほうは、裁判所指定の病院で診断を受けており、このような場合にはほぼ医師のほうは申告されたとおりのことを書くであろうし、また仮にその申告どおりの症状があるとしても、それと根本さんの行為を結び付ける判断^は用いないわけですから、こういった診断書が判断される際には、その点留意していただきたいし、先程言いましたように、根本さんのほうが遥かにひどい負傷を負っているにもかかわ

らず、診察が遅れたりあるいは診断書を書かないという状態が現にあるんだという、^{こと}法の下の平等との関連においても、十分考えていただきたいと思えます。

今の弁第二五号証の二ページ目の中で④の部分ですが、先程根本さんの資質、要するに性格ですね、非常に内向的なおとなしい性格であるということについて述べられたんですけども、この④の部分はその辺を具体的に書いたものですね。

はい。

ということが書いてありますか。

根本さんの勾留期間中に、妹さんが心配して五月の連休にこちらに出て来られて、それまで知らなかった彼の生い立ちとか性格とかを身近な肉親から聞く機会があったわけですけども、自分の兄は、これまでつかみ合いはもちろんのこと口げんかもできない人間だったので、ほんとに頼りない兄だと不満に思ってきた。今度の事件で警備員に何か暴行した件で捕まっ

ていると聞いて、全く信じられない、何かの間違いに違いないということを繰り返しておりました。

その妹さんの話からそういう印象を持たれたということだけでも、あなた自身の根本さんとの交際の中でそういうふう感じたことはありませんか。

私はその三年くらい前から出会って、何度か会議などに一緒に参加したりしていますが、かなり議論が激しくなっただけでつかみ合いに近い状態になったり、特に鈴木そのさんや四歳の男の子の育て方をめぐって非常に激しい対立があり、つかみ合いとかあるいは本件の直前の二月一〇日にあるような荷物を自主管理されたり、あるいは体をいろいろ突き飛ばされたり固定されたりする状態でも、自分のほうからは反撃しないというかできない人だということ、それまでの数年間の何度かの経験で分かっております。

根本氏自身の性格からいって、あなたが直接体験したことあるいは妹さんから聞いたような本人の性格からいって、犯行を直接、警備員に対して有形力の行使という

んですか、そういうものを用いる人ではないと、こういうことですね。

はい。

それから⑤の部分ですが、これは先程も既に証言の中で、竹中証言への補充の中で話されてることだと思うんですが、どういうことですか、単純に言えば。

先程基本的に総て述べておりますが、もし付け加えるならば、本件に初めて出会う場合、例えば起訴状を読むなりあるいはマスコミの報道なりを見て、本件の真相に迫ろうとする場合、決して分からない一瞬があるんだということですね。公訴事実なるものをまず見てしまうと、それが正しいか正しくないかという平面的な判断を強いられますけれども、実はその公訴事実、起訴状なるものが出て来る経過自体の審理が、この事件においては極めて重要であって、特に警備員の供述に含まれる様々の、敢えて言えば偽証と言えるほどのものを全員が行なっており、それに基づいて検察官が形式的に起訴してしまう、そういう構造自体をまず審理していただきたい。

それとの関連で私の経験、つまり私の位置から最もよく見えた控室内の瞬間、その瞬間に私は抵抗させないための警告か、あるいはせいぜい一時間前の法廷内のあの一瞬のことを指してるのだとしか思えなかつたわけですね。その一瞬というのは、私しか分からないし、私しか証言できないんだということを変更して強調したいと思います。

その一瞬というのは、具体的に言ったら、あなたが拘束されそうになって。

いえ。根本さんが連れ出されかけて、公妨じゃという声を聞いた瞬間のことです。

その一瞬ということですね。

はい。

あなたが本件公訴事実に記載されているようなそういう事実で、根本さんが逮捕あるいは裁判にかけられるというようなことを初めて知ったのは、いつですか。

制裁裁判で監置二〇日の決定を受けて、大阪拘置所にいた段階です。

どなたから聞いて知りましたか。

、当時私の神戸大学闘争の控訴審の弁護人をやっていたいただいております、池上弁護士と川窪弁護士のお二人からです。

被告人が警備員の手をわしづかみにしたとか、あるいは股間を右足で蹴りあげたとか、そういう話をその場で聞きましたね。

その面会に来られる直前まで、私は公務執行妨害罪で捕まったということだけ聞いていたので、てっきり当日の法廷内の行動について、でっちあげが行なわれたのだとばかり思っていたので、面会に来られた弁護人の方から、証人控室のこととと言われても、どうしても理解ができず、何度聞き直しても了解できませんでした。

その点について、あなたの弁護士から説明を受けても納得できなかったと、こういうことですね。

はい。

最高裁印 九号の三

加削各四字

先程の公訴事実についての事実経過についての尋問について、もう一回続行させていただきます。ただきたいんだけど、被告人がドアを出るか出ないかの直前くらいですね、公妨じゃという声を聞いたと。

(うなずく)

控室の入り口を出るソファと入り口との間くらいのところで、公妨じゃという声ですりガラスの向こうから聞こえたということですね。

はい。一回目の公妨じゃという声が、その場所です。それからもう一回、蹴ったな、公妨じゃという連発する声念を押すが、ドアを出た少し外側にいる段階で二度目に聞こえました。

それは場所はどこで、どの辺になるんでしょうか。

発語の発生した主体は、同じ声でした。位置は、一回目が室内、二回目がドアを少し外へ出た地点です。

それだけの時間における根本その

当事者入り口の、ドアの前くらいでしょうか。

いえ、今ドアと言ったのは、証人控室のドアです。

証人控室のドアのところの辺りで、二回目の、蹴ったな、公妨じゃという声が聞こえたということですか。

はい。

そのときの、あなたから根本さんの行動というのは全部見えましたね。

はい。二回目の公妨じゃという声までは、全部はっきり見えました。その後は警備員の姿に隠れて、連行されて行く過程は、せいぜい横の法廷の当事者入り口というんですか、の辺りまでは見えましたが、それ以降は見えません。

その連行されて行く際に、根本さんが警備員から暴行を受けたか、そういうふうなことは目撃していませんか。

はい。ドアを出た段階で、蹴ったな、公妨じゃという声がした段階で、根本さんは両手両足をとられて、床に背中をつけている状態で抵抗できない

んですが、その状態の根本さんの背中を後ろから激しく蹴りあげる警備員がいました。二回目撃しています。

それは同じ警備員ですか、一人の警備員ですか。

私が目撃したのは、一人が二回ですが、その後天満警察署なんかで根本さんから話を聞くと、寄ってたかって連行の途中蹴られ続けた、あるいは殴られたと言っておりました。

あなたの座っていた位置から、隣の法廷の当事者入り口の辺りまではよく見えて、それ以降は警備員の後ろ姿とかに消されてしまって、よく見えなかったということでしたね。

より正確に言えば、根本さんが連行された一〇秒くらい後に、今度は私のほうに警備員が近寄って来たから、見えなくなったわけです。

その後根本さんに会ったのは、どこですか。

その日の夕方、天満警察署の留置場です。

ちよっともう一回思い出してほしいんだけど、その留置場に行くまでの間に、廊下やそういうところで会っていませんか。

ああ、それは会ってます。

どこで会いましたか。

廊下を引きずられて、角を二度曲がって、中央エレベーターというんでしょうか、その付近で根本さんを立ち上がらせて、立てるんだらうというふうに立たせて、エレベーターが来るのを待っている警備員数名と共に根本さんに会ったというか、目撃しました。

その際の根本さんと、根本さんにかかっておった警備員たちとの言葉のやり取り等を聞いていますか。

はい。今言いました「歩けるんやろ、立てよ」という言い方ですね。

根本さんはそれに対して、どういうふうに答えましたか。

黙ってというか、疲労困憊している状態で、なすがままにされていました。

ひと言も言葉を発しなかったわけですか。

はい。

何か動作はとられましたか。

両手を担ぎあげられて、やむを得ず立ち上がる状態、立っているというか、支えられつつ立っている状態です。

それで地下の拘置支所ですか。

仮監ですか。

拘置所の仮監ですね、そこに連行されたら、そういうことですね。

はい。

エレベーターは同じでしたか。

隣合わせのエレベーターで、同時に下りました。

地下二階にあるんですね、仮監は。

はい、地下にあります。

そこに下りて仮監に行くまでの間も、また根本さんと一緒になっているんですね。
エレベーターは別ですが、下りてから仮監の鉄格子を挟んで、別の制服を
着た職員とのやり取りの間で見えております。

その間の根本さんの様子は、どうでしたか。

こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、負傷者ないしは死体を運
んで行く状態の警備員が、根本さんを投げ出すように、ごみを投げ落とす
ように、鉄格子の向こうにどさっと入れるのが、大変印象的でした。

根本さんの様子ですけれども、例えば興奮している状態だったとか、そういうふう
なことはなかったですか。

その気力はなかったですね。失神しないのがやっとという状態です。

先程、疲労困憊している状態で、立ち上がるのも大変そうだったと、立っているの
も大変そうだったということを言われましたね。

はい。その鉄格子の向こうにどさっと投げ込まれた瞬間を私は見ておりま

すが、その状態のまま動かなかったですね、数秒間。それくらい疲労困憊
していたということですよ。

それは証人控室の中でいたときと、それほど変わりませんか。

今の質問の意味は……

証人控室におられたときも、頭を押さえてひじについて、何かテーブルにうつぶせ
になるのか、なんかそういう状態ということを、先程話されましたね。

はい。それとの比較ですか。

はい。

基本的には同じですが、ただ連行の途中で背中とか全身をかなり蹴られて
おり、それから根本さんにとっては、そういう拘束される経験というのは
初めてなわけで、心理的にも非常に恐怖感があったと思います。

それから、今のあなたのお話聞いておると、警備員の方たちはみんな根本さんの行
動について、事実と違うことを言っておると、そういうことになるんですね。

はい。

そのことについて、この二枚目の④という部分であなたの考え方が書いてあるんですが、これを補充してあなたのほうで話してもらえませんか。

私自身公務執行妨害事件で被告人になったことがあり、その上告審の国選弁護人が書かれた上告趣意書があるわけですけれども、そこで述べられているとおり、公務員、特に権力的な行為をする公務員は統計的に偽証する率、あるいは偽証せざるを得ない率が極めて高いのであり、これも犯罪心理学の大きなテーマであるということ、国選弁護人が自分が大学で指導された恩師の言葉として引いておりまして、彼自身はかなり保守的な考え方の人なのですけれども、私の事件の国選で弁護していただく過程で、公務員のそのような問題について、改めて関心を持ったというふうにおっしゃっております。そのことと、私自身が元国家公務員であった経験から述べても、大学の教官というのは一見学問研究に献身しているように見えま

最高裁印 九号の三

すけれども、自分の保身のためとかあるいは教授会内部で孤立しないためには、平気で嘘をつくことをたくさん目撃しております。また、そのような生涯無事に生きられないシステムになっている、そういう問題が特に本件で顕著にあらわれているのではないかということ、

それは一般的に権力行使に携わる公務員、あるいはその他の一般の公務員のことを話されたわけですね。

はい。

本件の警備員ですね、なぜ具体的になかったことを、あるいは見ていなかったことについて偽証するのかと、そういうことについて先程の弁第二五号証の三ページ、四ページくらいに述べられていますね。

はい。

ここに書いてあることを、まとめてここでも話してもらえませんか。

順番に言いますと、三ページの①で書いておりますことは、根本さんに対

する大きな予断を持っていたという問題で、法廷内で最初に動いたのが根本さんである。したがって、根本さんが一番公務の執行を妨害しそうな人間であるという予断を持ったと思いますが、それは決して事実^に合致しないことであって、むしろ逆に一番抵抗しない、できない人であるにもかかわらず、警備員のほうが最初に動いた根本さんに強いパンチというんですか、一瞬に振り返って、振り返りざま根本さんの顔面を強打するという事態が最初の一瞬にあり、それに対するほかの傍聴席の人たちなどの抗議の声をどこかで隠したい、そしてできれば逆に根本さんを身体的に隔離した上で、公務執行妨害の罪に落としたい、最初からそう思ったかどうかは別として、裁判官のいないところで執行するという決定的に大きな問題があるわけで、自分で判断して勝手気ままに暴行した、その過程で根本さん^を公務執行妨害罪で逮捕するということになっていったと考^えています。それから④で書いていますことは、警備員の目から見ると、当日の法廷参加者

最高裁印 九号の三

は通常の理念からすると相当変わっているというか、反秩序的な人たちに
見えており、それはその前回の二月一日、全員を退廷させ構外退去させ
ねばならなかった事態との連続で、やはり相当警戒していたと思います。
そしてそれらの過程で、自分たちのいわゆる公務の執行に従わないものた
ちへの怒りが段々大きくなり、誰かをスケープゴート、犠牲といいますが、
犠牲の羊に選んでおかないと、自分たちの気がすまないという可能性もあ
たと思います。その対象に根本さんが選ばれていったというのが二番目
です。③のところは、これは先程既に述べましたけれども、最初に私のほう
に近寄ろうとした根本さんの動きが激しく、それから反射的に殴った人が
いるんですね。私の後ろにいた二名の警備員の一人、それが極めて強烈な
パンチを加えて、ほかの警備員によって、あいつは興奮してるから連れ出
せと言って連れ出された人ですが、その二人の警備員の供述調書もそれか
ら法廷における証言も全くな^いままに本件が進行して^いることを指摘したい

と思います。そして、その最初の瞬間を審理していただきたいことを、もう一度強調したいと思います。

もうちょっと、最初の瞬間というのは何を指すのか、具体的に言っていただけですか。

私の後ろから、控訴人席の後ろに待機していた二名の警備員が、はがいじめにしたと。同時に傍聴席から、根本さんがスイングドアを通して駆け寄るといふか、急いで近寄ろうとしたのに対して、二名の警備員の一名が振り返りざま、つまり普通の人は絶対できない武術の訓練を受けた人だと思いますが、零コンマ何秒という速さで強烈なパンチを加えましたね。その瞬間を指します。

その瞬間を裁判所のほうで十分考慮に入れてほしいということの意味なんですけれども、もう一度分かりやすく説明してもらえませんか。

はい。その行為を、警備員の暴行に対して傍聴人などが糾弾の声をあげた

のに対して、更にまた暴力的に排除していくという経過があり、それからその中での公務の執行に従わない連中に、見せしめのために誰か一人を犠牲に選ぶという、無意識にせよそういう動きが形成されていった。それが控室内で一時間後に、根本被告人を公妨じゃという形で、そのとき何をしようともとにかく身柄を拘束してしまうのだという意志一致があったと推測されます。したがって、控室内で何があったかということの審理だけでは本件は絶対に解けない、むしろ最初の瞬間に何があり、警備員がどう動き、根本さんがどう動き、そしてその速さ、一見目立ったその速さが何に原因をもつのか、それは三月二四日までの何日かの過程での根本さんの心理的な、内面的な動きが誰よりも深かったといふか、動きが激しかったことに関連する^①。したがって三月二四日のことだけでも、決して全体の真相は見えないといふふうの問題がどんどん広がっていくんですけれども、その総ての過程に私はかかわっており、また責任も感じているので、是非そ

の点に重点をおいて審理していただきたいということです。

三月二四日の一時過ぎの法廷内の根本さんのとった行動、あるいはそれ以前の三月の二〇日、二月一〇日までさかのぼっての根本さんの行動の位置付けとか、そういうものについて十分考慮する必要があると、そういうことでしょうか。

はい。そこを、外形的な動きの背後にある経過といえますか、人間の心の動きの問題が、外形的な体の動きと同じくらいの比重で審理されねばならないという問題が一つと、それからこれまでの警備員やその他の証人たちの総ての証言をいったん全部破棄した上で、これは心構えとしてなんです。最初の一瞬について言及してない供述や、あるいは時間的に逆転させて何分か後に行っている供述や、なかったとする供述^④、総て間違っているということ、私の位置から述べておきたいと思えます。

それから四枚目の④の部分以降ですが。

この④の部分は、本件の三月二四日の前回の二月一〇日に、根本さんが多

数の参加者から追及というか、を受けて、荷物を奪われたりしたように見える経過がありますが、警備員らはそれをずっと目撃していて、彼をスケープゴートに選んでも、他の参加者はあまり抗議ないし抵抗しないだろうということも考えたと思います。また、最近学校なんかでいじめが問題になっておりますが、いじめられているものを更にいじめたいという潜在的な願望もなかったとは言えないと思います。

次に⑤の部分ですが、これは②の部分に関連するということ、ということが書いてあるんですか。

要約すれば、私は自分が拘束される可能性というのは十分考えておりましたし、私に対する拘束^⑤は裁判官からの命令を執行するという形で分かりやすいわけですけれども、根本さんに対する警備員の行為というのは、私に対する拘束^⑤に比べれば、いわば裁判官の命令の執行というよりも、自分たちの私的な報復感の実現を、警備員であるという公務に仮装して、

仮託して行った可能性があり、これは重大な問題だと思えます。

今の⑤はあれですか、総てそれで話されたんですか。

言い出したらもっと長くなるんですが。

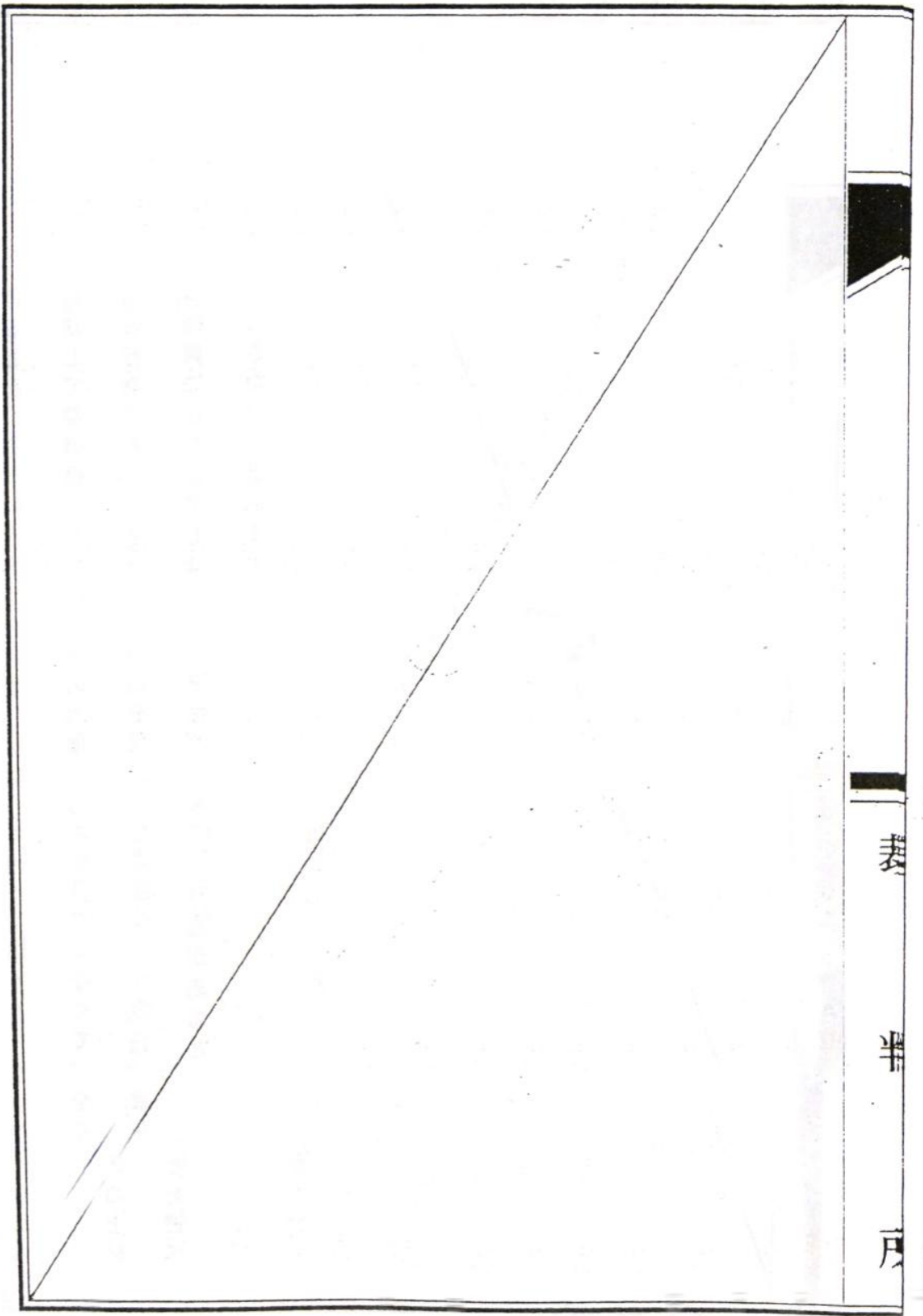
⑤で主張したいことの要点というのは、今のところでよろしいんですね。

もう一点付け加えさせていただくと、警備員が退廷を執行する際に、資質というか、性格という問題がかなりはつきりあらわれて、私が見たところ総ての警備員が一律に暴行を働いたのではなくて、数名の、特に乱暴な行為をする警備員と、それをなんとかしてやめさせたいのだが、傍観しているほかはないという警備員とに分かれておりました。そして乱暴なほうの警備員は、背広を着ているような人には押すくらいですが、背広を着ていない学生風、あるいは無職の労働者風の人に対しては、かなり激しく突き飛ばすとか蹴るとか、それから女性に対して一番乱暴に扱っていて、衣服を破るとか、あるいは長い髪の人を意図的に引きずり倒して床にたたき付

けるとか、そういう場面を何度も目撃しており、繰り返しますが、それらは決して警備員としての職務の水準にあるものではなくて、全くそれに反する行為であり、そういう行為を放置した責任というのは、裁判所の上級の職員にもあるでしょうし、平生の訓練にも問題があるということをおきたいと思えます。

（以上 大田元子）

7. 23



最高裁印 九号の三

弁 護 人 (金高)

午前中のあなたの証言の中で、訂正すべき箇所というものがありませんか。

はい。補充したい点として、私の証言内容プランの二枚目の一番下の⑤に関連しますが、警備員の「公妨じゃ」という声は二回あって、一回目は証人控室の中で、中に根本さんがいる段階で聞いております。その時の足は、両足共床についていたというふうに述べました。そして、もう一回、今度は根本さんがドアからやや外に出た段階で、「蹴ったな、公妨じゃ」という声を聞いておりますが、その段階の根本さんの状態は、両足を警備員によって、それぞれ持たれている状態で二回目を聞いた。その状態を目撃しているという点を補充したいと思います。

午前中は、あなたのレジメによりますと、四枚目までは証言が終わってるということですね。

はい。

五枚目についてお聞きしますが、*3、①②と書いてありますが、ここでは何が述べられているんですか。

①では、本件は法廷ないし証人控室における事件でありますけれども、本来、この事件の本質は、権力行為（使）に関わる公務員の暴行ということがひとつの大きなテーマであり、従って、街頭デモとか、あるいは警察の取調室とか、獄中であるとか、そういう色々な場所における権力行為（使）に関わる公務員が、一方的に一人の人間に暴行を加え、しかも逆に、その一人の人間に罪名を着せていく。そういう事件を、私自身の体験でも幾つか知っておりますし、本件については、正に目撃もしているわけであって、そういう、いわば権力犯罪とでも言うべきものの一環として、審理しなければいけないというふうに考えております。②について申しますと、そのように証言する私自身が、かつて国家公務員として、大学に勤めていた段階での、公務員が自分の保身のために、あるいは教授会内で孤立しないために、いかに多くの嘘をつくか、つかねばならないかということをよく知っており、そういう自分の経験からも述べているという問題です。大体、以上です。

次に五枚目の中の、*4の所ですね。この事件の構造的な問題ということで、

あなたはメモされているんですが、これは要約して分かり易く言った場合、どういうことなんでしょうか。

一般に私達が何か活動する場合、権力対反権力というふうに考えたり、見られたりすることがありますけれども、私の関わってきた活動は、決して、そういう平面化されたものではなくて、お互いに対等の人間なのであると。従って、権力と反権力というふうな二項対立というのは成り立たなくて、むしろ自分の中にも、権力的な抑圧的な要素はたえずあり、逆に警備員も、自分達と同じような、人間としての色々な徳性（持）を備えた対等の存在である、ということが私達の活動の起点（基）です。従って、本件を捉える場合も、裁判に來ている者達が、すべて、裁判所なり権力に対して意図的に反抗するとか、そういう態度を取っているというふうには見てはならず、むしろ、当日の参加者は自分達の生き方の再検討とか、あるいは、この公判にわざわざ参加する意味は何だろう、ということを考えてきっかけとしてやって來ていると。その中（に）、根本さんなりが抱えている問題、自分の恋愛の問題ですとか、生き方、子供の育て方、

その他、色々なテーマが、参加者同士で、かなりの対立を含んで問題になってきていた。そういう中で、警備員なりの過剰警備や、あるいは一種の権力犯罪として出て来た事件であって、決して、公務の執行とその妨害、というふうな水準だけで捉えてはならない重大な事件だということとです。

次に、六枚目に移りますが、本件における被告人の根本さんの位置と、根本さんが公判に不出頭を続けているという理由について、ということを書いてあるんですが、この点についてのレジメに間違いありません。

はい。

この点について、分かり易く説明していただきたいんですが。

①の所では、法廷内で、最初の瞬間に根本さんが一番目立つ行為をした、その行為が警備員等によって予断というか、一方的な判断を受けたわけですけれども、本来、根本さんは公務の妨害、執行を妨害する意図というよりは、例えて言えば、子供が溺れそうになった時とか、あるいは自分の家族が倒れそうになった、病気で倒れかけた時に、誰もが駆け寄る

ような様子で私に近寄ろうとしたということは、私の目撃した経過からも言えるわけですけれども。それが一方的に、過剰警備の犠牲とされて、且つ、公務執行妨害罪で起訴されている、そのあまりにも矛盾が大きいため、その裁判に充分関わりきる意欲を失っているということが、①で言いたいことです。

この①の中に、①の中の五行目ですね。「根本は、このような一瞬に自らをかける資質をもっているが」と書いてありますね。
はい。

これはどういう意味なんでしょうか。

これは、行動の水準で言っているのではなくて、むしろ彼は内面的な人であって、鈴木そのさんという女性に出会った時、一瞬に好きになるとかですね。あるいは、一瞬に何かを考える、感じるという資質を持った人であって、行動の水準として何かをやる人では全くないということ、正確に述べておきたいと思えます。

突発的に極端な行動に走るとか、そういう意味ではないと、そういうことです

ね。

はい。それまでの長い付き合いからも、それはないと断言出来ます。それから、それとの関わりで、②の部分というのは、ということが書いてありますか。

これは結局、自分が十分に準備したり、意識的に行動して起訴された事件ではなくて、あえて言えば、私なりが作り出して来た構造の中で、ひとつの犠牲になってしまっているということに、かなり絶望していると推測出来ます。そのためにも、充分にこの事件に関わる意欲を失っているのではないかと考えています。

③の中では、不出頭の理由が要約されて述べられていますが、これも分かり易く言ったら、ということが不出頭の理由になるということにお考えですか。不出頭の理由は、公訴事実とされるものをやっただからではなくて、正にその正反対に、やっていないにもかかわらず起訴されており、且つ、先程言いましたように、単なる冤罪とか、仮構された事件というだけではないに、非常に根深い背景とか、恋愛問題とか、子供の問題とか、私との

最高裁印 九号の三

長年の関わりとか、そういう中で、事件が一番浅い水準で扱われ、しかも、警備員の証言の段階まではずっと出廷していたのですが、警備員の証言が、あまりにも事実と反することへの怒り、また、それを充分に突破出来ない自分や、弁護士や、私達への絶望、そういう問題が基本にあつて、出頭する意欲を次第に失ってきたということがありますし。それから、私、松下の証言がないと説明出来ない問題があるけれども、松下は一度も公判に来ていないし、証言する意思表示もしていない。従って真相の解明がかなり困難であるということへの絶望。それから、公判を準備する弁護士との会合に、たえず多数の人が参加して、公判以外のテーマについて激論が闘わされて、その結果、弁護人も弁護活動が出来ない程の状態になり、また、自分もそれらひとつひとつの問題に立ち向かうには、あまりにも力不足であるということへの絶望。そういうったようなことが基本的な理由であつて、しばしば裁判所宛に申立てている「休職処分による収入の減少」というのは、補充的な理由ではあるとしても、決して本来の理由ではなくて、これだけを理由にしているという段階に

対して、私は非常に残念であると思っています。先程述べました本当の不出頭の理由を公然と明らかにして、私の証言を要請し、私が最初の一瞬に作り出した法廷での事件の意図とか、意味とかを、充分に、被告人のほうから私に聞いてほしいと思っています。

あなた自身が、現段階の被告人の不出頭に対して、どういうふうに感じてもらえるかを述べられたんだけど、被告人に対して、証人自身は、出頭して正面から聞いてほしいと、そういう意見を持っておられる、そういうことでよろしいんでしょう。

ええ、基本はそれですが、私自身が証言することを決意するまでに、三年近く、証言しないということを書いておりましたので、その責任がありますから、一方的に根本被告人を責めるつもりはありません。

証言が三年間考慮、熟慮された上で、今回この法廷で証言されるに至った経緯等について、これはまた後で、次回なりにじっくり話してほしいと思うんですが、一言で言うかどうかということになるんですか。

それは私自身、刑事公判で幾つか経験がありますけれども、被告人とし

最高裁印 九号の三

ての利益というか、そういうものだけにこだわっていただければ、結局のところ、検察官の論理と補完関係に陥るということに気付いたのと、それから、私達のやってきた二十年間の闘争というものは、決して、すべて正しいというふうには断定出来なくて、非常に多くの限界や、不十分な点を含んでいる。そのことを本当に再検討しないと、自分達の闘争の成果というものを、次の世代、次の人々に渡すことは出来ないのではないかということを考えてまして、とりわけ、この三年間、自分達のやってきたことの限界、誤り、不十分な点について捉え返す作業を展開しております、その過程で、この公判においても、根本さんの事件というのは、本来私が起こそうとした事件から派生した事件に過ぎないから、私自身がやろうとしたことを、まず充分に展開した上でないと、根本さんの事件についても、また警備員の過剰警備や偽証についても、本当には審理出来ないのだということを考えてきまして、被告人がいる場所で、それを充分に述べ、被告人からの質問を受け、私自身も、法律上は被告人ではないとしても、本質的な意味での被告人としての証言をしていきたい

というふう考えたわけです。

レジメの六枚目の左側の欄外に書いてある部分ですが、これは本件とどういう関係があるんですか。

これは、根本さんという人の性格、人柄を私なりにまとめてみたもので、ずっと札幌で生活して来られた経緯から、本州といえますか、本土への憧れ、ないし逆の意味での圧迫感を、絶えず感じておられた様子ですし、また、北海道というのが、本来アイヌ人が住んでいた場所を、明治以降、日本政府が、そこに占領というか、していった経過を、自分の経験、親族やなんかの経験からよく知っておられて、ある自責の念を持っておられた。また、四年制大学に進まず、あえて郵便局等の仕事に就かれてきた故に、逆に大学とか学問への敬意を純粋に持っておられた。また、他人との交際が非常に少ない人であり、特に女性との交際というのはきわめて少なかったから、鈴木そのさんとの問題についても、普通以上に純粹に、その二人の生活を作りだそうとして来られた。そういう幾つかの特徴が、他の人達との対立というか、矛盾をより大きくしたという点も

あると思います。それから、勤務先ではきわめて真面目で、一度も失敗とか、あるいは怠慢な行為をしたことがないということは、同僚も言っております。

検 察 官

あなたのお話によりますと、証人控室で警備員が立ち上がるとする被告人の両腕を掴んだと、そういうことですね。

「立ち上がるとする」とは言っておりません。「やや腰を浮かせた」ということです。

あなたはそのような警備員の行動に対して、抗議をしたということはあるんですか。

ありません。

言葉での抗議もしなかったんですか。

はい。

それでは、あなたとしては、そのような警備員の行動に対して、どういうふう感じたんですか。

私はそういう場面を、それまでに何度もくぐっておりますけれども、どの場合にも、抗議をするとか、抵抗するということはしていませんし、一般に、人間の心理として、そういうものであるということを知っております。

あなた自身が抗議をしなかった理由は、どういうことなんでしょうか。

普通、しない人間であるからです。それもか、警備員が何をするか分からない前に、抗議する必要もありません。

それでは、警備員の一人が一回目に「公妨じゃ」と叫んだと。二回目に「蹴ったな、公妨じゃ」というふうに叫んだと。そういうことですね。

叫んだとは言っておりません。やや大きいかもしれませんが、それは、全体が静かな中でその声ははっきり聞こえたということであって、普通の声に近いと思います。

あなたのお話によると、被告人が警備員に対して、所謂公務執行妨害にあたるような行為、これはしておったんですか、していなかったんですか。

控室の中ですか。

全体を通じて結構です。

全体を通じて、控室の中でもなかったです。

とすれば、事実なかったことについて、警備員が「公妨じゃ」というふうに言ったのであれば、なぜあなたは抗議しなかったんですか。

それは、紙の上ではそうなりますが、現場の緊迫した雰囲気の中では、抗議する、しないという、言葉の水準で事態が進行するのではなくて、まず事実が進行するものなのです。そして、証言でも述べましたが、私は「公妨じゃ」という言葉を、まず、警告と聞いたわけですが、それまでの幾つもの現場における経験から、「抵抗すると公妨だぞ」というふうに言うてから排除にかかるケースを、数多く経験しておりますから、あの意味では軽く聞き流しておりました。

「蹴ったな、公妨じゃ」という言葉も、警告に聞こえたんですか。

それは、控室のドアを少し出た段階で、しかも根本被告人の両足が警備員によって持たれた状態で言われたものであり、且つ、そのまま遠ざかり、私のほうに別の警備員が近寄って来ましたから、それについて判断

する余地なく、今度は自分についての警備員との対応が主要な関心にな
ったわけです。

それでは、あなたは警備員の「蹴ったな」という言葉は、どういうふう
に理解したわけですか。

理解する余裕がなかったというのが、まず正直なところですね。

それでは、今はどういうふうな意味だというふう
に理解しますか。

理解の仕方としては、室外に待機している警察官や、他の裁判所の職員
に聞かせるために、根本さんの身柄拘束を正当化する一種のアリバイと
して、その言葉が出されたと考えております。

そうであれば、「蹴ったな」という言葉じゃなくても、「殴った」でも「突い
た」でも、なんでもいいんじゃないですか。

なんでもいいんですけれども、それまでの段階から明白な通り、まず根
本さんの両腕を掴まれておりますから、腕で何かすることは不可能であ
って、従って「蹴ったな」という足の行為を仮装したんだと思います。

なぜ仮装する必要があるんですか。

それは警備員の十分な証言を、十分に審理しないと分からないと思いま
すが、推測しうることとしては、先程来、述べておりますように、警備
員にとって、自分の過剰警備の告訴なりの主体になる人間をどこかに隔
離する、また、出来れば罪に落とすことによって、自らに対する糾弾を
逃れようとしたということが、理由の核心にあると思います。

(以上 柿崎俊次)

平成元年八月二日

大阪地方裁判所

裁判所速記官

木村 恵美子

大田 元子

裁判所速記官

柿崎 俊次

裁判所速記官

事件番号 昭和六一年(わ)第二四二号
平成

証人尋問調書

(この調書は、第二五回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名	松下昇	
年齢	昭和十一年三月一日生	
職業	定職なし(著述を含む各種アルバイト)	
住居	神戸市灘区赤松町一丁目一番一號	

宣誓維持
裁判長

さきにした宣誓の効力を維持する。

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

(本尋問及び供述中の証人作成「生活手段(職業)」、「瞬間」と題する各書面を、本調書末尾に添付した。)

以上

(昭一刊行券)

第四回

速記録

原本番号 昭和六一年(判)第一五五号の二四

昭和六一年九月二十五日
第二五回
中頭弁論
公判

事件番号	昭和六一年(わ)第一二四二号	証人	松下昇
弁護人(金高)		名	松

前回の二四回のあなたの証人尋問調書ですが、先日、これを読み返してみたことがありますね。

はい。

あなたが証言した趣旨と若干食い違っているような記載部分があった、ということをお聞きしているんですが、そういうことに間違いはないですか。

はい。私の言い間違いが、幾つかあったと思います。

弁第二七号証に基づいて尋問致しますが、まず職業欄、あなたの職業について若干補充訂正しておきたいということがあるんですね。

長 町 斤

はい。

どういうことでしょうか。

言い間違いで、「定職なし（著述を含む各アルバイト）」とありますが、「各」の後に「種」、「各種アルバイト」というのが正確です。

本日、不同意になっておりますが、不同意ということでは証拠としては提出出来なかったんですけれども、あなたの作成した小冊子で「概念集」というのがありますね。

はい。

その中に「生活手段（職業）」というような論文があるわけですね。

はい。

この中にはということが書いてあるんですか。

先程申しました職業の説明に関連する内容で、「定職なし（著述を含む各アルバイト）」という規定は、私が言ったものというよりも、私

最高裁印 一三号の一

最高裁印 九号の一

に関する判決文に書かれていたものであるということが一つと、もう一つは、本件の根本被告人の生活が苦しい問題、それから警備員を含む公務員が、結局、生活の安定のために、事実と違うことを言わざるを得ない問題、そういったことについて、私の発行したパンフレットで書いております。

「生活手段（職業）」というワープロで打った文章ということですね。

はい。

この中に、あなたの職業についての考え方、そういうものがあるわけですね。そうです。

これを末尾に添付してもらおうということで、この「生活手段（職業）」という文章を提出したいという、あなたの目的は、どういうことにあったんでしょうか。

もう一つの「瞬間」と題する同じパンフレットの中の文章と共に、本

件に関わる過程で考えたことを記したもので、本件の内容を深く理解していただくために必要であると思いました。

前回の証人尋問調書の二丁裏最後から二行目の「製本、ドイツ語の本」という本を製造する、作成するという、そういう内容になっているんですが、これはというのが正確なんでしょうか。

これは、正本、副本と言う場合の、「正本」というのが正確で、もう少し補充しますと、私が京都大学で自主ゼミをやっていた時の原稿が出版社から、ほとんど掲載拒否、削除されましたので、削除されたものについて、それらを含む全体としての原稿を自主的に出版したことがあります。その本の題名として「正本・ドイツ語の本」というふうに名付けたわけです。

次に、四丁表一〇行目、「六九年」と書いてあるんですが、これは二七号証に書いてあるように、「六九年以降」というのが正確なんです。

最高裁印 九号の一

はい。

「六九年」の後に「以降」を付けたいということですね。

はい。これは記録を見た後で、付けたいと思ったという意味です。

それから、一一行目の「組織」という部分について補充したいわけですね。

はい。

どういうふうに補充したいんですか。

「組織」の後に、「組織や会議や単位や答案用紙」という言葉を補充したほうがいいと、記録を見てから考えました。

次に、五丁裏左から四行目、「参加」の後に「関する」という、「参加に関する」という形で補充したい、そういうことですね。

そうです。

それから、九丁裏左から四行目について、どういうふうに補充するんですか。

「連行の場面で」の後に「目撃しており」という言葉を補充したいと

思います。

次に、一五丁の表左から三行目と裏の一行目、漢字について訂正したいということですね。

はい。

これは「伺う」という字を、どういうふうな漢字を使うわけですか。

中の様子を「窺う」という字だと思えますので、訂正したいと思えます。

二一丁表五行目、「どの場合でも」という部分がありますね。

はい。

ここにも何か補充されるわけですか。

これも記録を見てから、その後に「ほとんどの人は」と入れたほうがいいと思います。

次に、二二丁表左から三行目、「判断を用いない」という部分、ここを訂正さ

れるということですが、どういうふうに訂正されますか。

これは言い間違いと違います。「判断はできない」という言葉のほうがいいと思います。

「判断ができない」と言いかえるんですね。訂正するんですね。

はい。

同じく二二丁裏一、二行目、「あるんだという」記載部分がありますね。

はい。その後に「ことを」という言葉を補充したいと思います。

三二丁表左から二行目、四行目、「拘束命令」という言葉がありますが、これを訂正されるわけですか。

はい。これは言い間違いで、「拘束」という動作を指したかったわけで、「拘束命令」を「拘束」に変えます。

三一丁裏左から四行目、「供述や」という部分を「供述は」というふうに言いかえるわけですね。

はい。

四〇丁裏左から三行目、「根本さんの」という部分を「根本さんは」と言いかえたいということですか。

そうです。

三五丁表八行目、「徳性」、九行目、「起点」と書いてありますが、これも漢字が若干、あなたの言った趣旨と違うということなんですか。

はい。

「徳性」は「特性」、「起点」は「基点」というふうに訂正したいということですね。

そうです。

三四丁裏二行目、四行目、「権力行為」というのがありますね。

はい。

これは。

最高裁印 九号の一

これは言い間違いで、「権力行使」のほうがいいと思います。

二四丁六行目、弁護人からの「一瞬」に関する質問、「一瞬」ということに関する質問に対して、訂正をされるということですね。

はい。

これはどういことを訂正されるのでしょうか。

これは、弁護人の質問が「控室での一瞬」のことを聞かれていたのを、少し勘違いして、「法廷内での一瞬」について答えてますが、言いたかったことをまとめて言うと、「法廷での一瞬」と「控室での一瞬」を関連づけて判断する必要があるということと、それが出来るのは、最も出来るのは私であるということと、詳しい内容は、添付される予定の「瞬間」という私の作成した文章に書いてあるということですね。

今ので一応、前回の証言の訂正と補充が終わったということですね。

はい。

前回に続いて、あなたの本件について目撃したこと、あるいは考えたことについて話してもらいます。尋問を効率的にするために、（弁二六号証に基いて聞くことにします。前回、あなたはこの法廷で証言されたんですが、その証言を基にして、更に強調したい点があるということですね。

はい。

どういうことについて強調したいんでしょうか。

この書面に三点にわたって述べております、その問題です。

じゃ、最初から聞きますが、①の部分ですね。これはどういうことを強調したいということなんでしょうか。

これは前回も申しましたが、事件の発生した法廷に最初から入っていた警備員、名前としては山田、伊東だと思えますが、この二名の証言とか、あるいは、当日の警備責任者であった大島警備員が作成した日報、報告書等について、十分な審理が必要だという問題です。

最高裁印 九号の一

前日も、その辺のところについて大分述べてもらっているんですが、なぜ必要であるのか、その辺についてももう少し詳しく話していただけますか。

はい。先程、「瞬間」という問題でも少し述べましたが、本件の審理の対象は、「控室内の瞬間」だけでは解明出来ず、「法廷内の瞬間」との関連で初めて、様々の動きとか、証言の内容について、正確な判断が出来ていくと考えます。とりわけ、山田警備員、伊東警備員の二名は、その最初の「法廷内の瞬間」に関わる重要な人物ですけれども、本件について行われた二回の現場検証において、なぜか立会わず、作成された様々な見取図の中にも姿を見せていず、その供述調書も開示されていず、証言も行われていないと。きわめて不自然な経過があるわけです。そういった問題について、やはり充分に取調べていただきたいということです。

証人控室内に先行する一〇〇七号法廷、ここでの行為について、関係人の行為

について、もう少し重視して調べをしてほしい、そういうことですね。

はい。「法廷内の瞬間」がもしなければ、そのまま一連の経過が起訴に至ることもなかったであろう、と私は判断しておりますので、是非その取調べが必要だと思えます。

後で証言調書の末尾に添付してもらうために、本日、写を準備しましたので、これに記入してもらう形で証言してもらってよろしいでしょうか。

裁判長

はい。

弁護人(金高)

(このパシフでけな々ペーミシーフル行
不)

昭和六一年四月三日付実況見分調書見取図第12号(写)を示す(本速記録末尾添付)

今の私の質問に関連して、法廷内の位置関係、あるいは事実関係について強調しておきたいこと、あるいは従来、審理の中で他の証人が言ったことについて訂正しておきたいこと、そういう事項があるということですね。

最高裁印 九号の一

はい。

まず、どういうことについて訂正しておきたいんですか。

まず、この見取図では、根本と記された○の部分、かなり法廷の中つまり控訴人席の右側の壁寄りの部分に記されておりますが、根本さんはスイングドアをやや出た辺りまでしか来ておりません。その問題が一つ。

じゃ、その位置ですね。ボールペンで○と表示していただきたいんですが。

(記入した)

今記入した○の辺りまでしか根本さんは来なかった、ということですね。

そうですね。

次にどうい点について強調されたいんですか。

次に、警備員の位置ですが、伊東警備員というのが○として、私、松下の背後に書かれております。これはほとんど正確だと思いますが、

もう一人の山田警備員の○が、この見取図にも、あるいはその前後の見取図にも一切書かれていない、という問題がありまして、山田警備員の位置は根本さんのすぐ近くです。

じゃ、それをⓂという形で、山田警備員がその瞬間、どこにおられたのかを記入してもらえませんか。

(記入した)

今、Ⓜと書いた部分が、山田警備員の、根本さんがスイングドアを通過して入った直後の位置ですね。

はい。

次に、こういうことを強調したいですか。

この見取図には、大島警備員が○で書いてありますが、時間的に大島警備員はまだ法廷内に入っていない、あるいは、当事者入口から入りかけた段階です。

大島警備員はⓂという形でここに表示されてますね。

はい。

ということは、先程言われた、あなたの後ろにいた伊東警備員より、もう少し後ろにいたということになってますね。

この見取図ではそういうふうになってますね。

実際にはここにはいなかった。

いなかったです。

どの辺に大島さんがいたというふうに、あなたは記憶してますか。

当事者入口を入った直後だと思います。

どの辺ででしょうか。Ⓜという形で表示していただけますか。

(記入した)

当事者入口を入ったすぐの地点に、大島さんがいたということですね。

はい。

なぜ今、こういう見取図を作って、これらの点について強調したいのか、という点について説明してもらえますか。

この見取図の前後を幾ら調べても、山田警備員の姿がなく、逆に大島警備員がすぐ近くまで来ているということとは、かなり意図的でありまして、この見取図の瞬間というのは、私の後ろから伊東警備員が羽交い締めをし、根本さんがスイングドアを通過してやや中に入ってきた、一秒前後のきわめて短い時間をさします。従って、最初から法廷内にいた伊東警備員と山田警備員の内、山田警備員も最初は私の後ろから飛びかかろうとしたのですが、根本さんの姿に気付いて、振り返りざま、反射的というくらいの素早い動作で、強烈な打撃を顔面に加えて、それは非常に異常な事態という感じでした。それを目撃した大島警備員が当事者入口のほうから駆け寄って来て、その後、傍聴人達とのやりとりになっていくわけですけども、そういう最初の瞬間について

最高裁印 九号の一

の現場検証なり、見取図^{作成}なりが、一切行われていない、そこに隠された一つの鍵があるんだということと、こういう見取図、現場検証において、重要な警備員が、なぜか二回にわたって立会っておらず、供述調書さえないという状態は、非常に不自然だと思えます。ですから、この見取図から、その後、控室内で「公妨じゃ」という形で事件を仮構していく^〇その最初の鍵が、この見取図や、関連する証拠の中にあると考えております。

次に、②の点について聞きますが、前回の証人尋問調書の中で、三一丁と三五丁で述べられたことに関しての補充、強調したいということですが、これはどういうことなんでしょうか。

先程の見取図にもありますけれども、最初に動いたのが根本さんであるということの背後には、それまでの、三月二〇日の東京高裁の法廷とか、あるいは、前回詳しく述べておりませんが、それ以前の段階、

つまり三月一四日以降、札幌の住居において、かなり激しい論争とい
うか、衝突が続いておりまして、私が三月一七日に札幌まで出掛けま
して、その論争に参加して、問題点の整理とか、解決の方向等を提案
したことがあります。そういった証拠書類というのか、例えば根本さ
んが職場に提出しました「年次有給休暇請求書」というのがあります
けれども、あるいは出勤表なんかを見ますと、三月一四日以来ずっと
欠勤扱いになっております。従って、根本さんとしては、本件、三月
二四日に向かうまでに十日間位、様々の心理的な葛藤を経てこの法廷
に辿りついていると。そういう内面的な問題を同じ比重で扱って考え
ないと、なぜ本件の法廷で根本さんが一番目立つ動きをしたか、しか
も、それが単に公務の執行の妨害という水準ではない動きとして表れ
たのか、^{（現）}そういう問題との関連で、その背後関係といえますか、全
体の流れ、とりわけ根本さんの内面的な動きに注目していただきたい

最高裁印 九号の一

ということですか。

それから、二七号証の中に、その後に「警備員の予断と暴行の瞬間」という部
分が記載されていますね。

はい。

これは今との関連ではどういうことでしょうか。結局、根本さんの内面的なも
のが表に出て、警備員のそういう予断とか暴行を招来したという、そういうよ
うなことでしょうか。^{（現）}うけとり方に力をもおいて、

そうですね。一般に、傍聴人を含む参加者に対する予断といえますか、
たえず、自分の狭い職務の幅の中でだけ判断することの限界、誤りと
いうことが一つと、もう一つは裁判官が不在の場で、退廷などの執行
をする訓練が不充分であったのではないか、更には、さっきから述べ
ております様々の偶然的、あるいは必然的なものが集積しまして、本
件の非常に奇妙な起訴という形態を取って表れてきていると、そうい

った問題をこの項目で述べたいと思いました。

今、③の部分にも関係するようなご証言ですね。

はい。

今の証言ですが、結局、裁判官が不在の場で、裁判所の職員の行動について、
どういう行動なのかという、そういう内容のことと関係すると思いますが、③
についてもう少し補充してもらえませんか。

一つには、本件の発生した三月二四日の前回公判期日、二月一〇日、
この日には私は出廷しておりませんが、その時にも退廷命令等
が出て、その連続で、いわばかなり警戒していた、予断が加速されて
いたという問題もあるでしょうし、また、そもそも、そういう退廷処
分になる前段階といえますか、審理そのものが、実質的にスムーズに
進行していれば、決して起きなかったような問題が、いわば、高裁に
おける民事訴訟の限界といえますか、あるいは問答無用という形を取

最高裁印 九号の一

ることに対する不満というものが当然あったわけで、そういった色ん
な要素がこの事件に集約されているということですか。

次に、前回の証言を離れて、今回の証言で強調したい点ですね。それについて
話してもらいますが、まず①の点について具体的に述べてもらえませんか。

本件はあえて言うならば、私の起こした事件に対する制裁及び起訴と
いう二重の処罰性があるとして、その二重処罰性が、私と根本さんに
関して分離して加えられていると、そういう構造を持っていると思
います。言い換えると、根本さんだけが法律上の被告人であるように見
えるとしても、本来は私と根本さん、あるいは私だけが、この事件の
ある原因を作っているわけであって、その私を起訴していない段階
では、根本さんも起訴しえないのではないか、という問題が①で述べ
たいことです。

先程の「瞬間」という論文ですね。その中にもこの点について触れているわけ

ですね。

はい。多少補足しますと、「法廷内の瞬間」を作り出したのは、私がある意味では意図的に、充分計画して行った行為であり、それに反して根本さんはその「瞬間」を意図的に準備する位置になかった。非常に反射的に、私に対するある親しい感じ、あるいは何かしたいという感じで、反射的に動いたに過ぎなくて、決して意図的、計画的なものではないという問題があります。そして、もう一つの「瞬間」、つまり、控室内で、根本さんに対して「公妨じゃ」という言葉などが出された、その「瞬間」においては、私からすれば、最初の「法廷内の瞬間」について言ってるのか、あるいは「抵抗すれば公妨だ」という警告として言ってるのか、としか考えられない状態であること。そのように考えられるのは、私こそが最初の「瞬間」を作り出した人間であり、かつ二番目の「控室内の瞬間」を最もよく見る位置にいたし、最

最高裁印 九号の一

も予期しうる位置にいた。予期というのは、自分の拘束を予期していたという意味でもありますが、そのように「二つの瞬間」を統一して考えないと、この事件は解けないし、その「二つの瞬間」について一番関わっており、また責任もあるのは私であるという問題が、添付される予定の「瞬間」という文章に記載してあります。

それから、根本さんが現在でも、公判には不出頭を続けていますね。

はい。

不出頭許可を得た上でしてはるんですが、この理由について強調したい点があるということですね。

はい。

どういうことでしょうか。

前回の証言で幾つかの点を既に述べておりますが、後で記録を読み返して、まだ充分言っていないことが三点程あると気付きました、ここ

にその三点を要約して書いておりますが、(a) について言うと、私自身がかかって刑事公判の被告人として、長期にわたって不出頭をしたことがあります。それは対裁判所の関係というよりも、むしろ被告団内部での激しい対立とか、またそれを通じての弁護士との距離、辞任という問題が主軸にありまして、従って、被告人が不出頭するという場合決して、対裁判所との関係でだけそうしているのではない、ということとを補充したいということが一つです。それから、(b) については、これは(a)にも関連しますけれども、私自身が不出頭を続けることによつて、問題点をより深めて、その後の裁判の過程を非常に有意義にというか、有効に展開したことがあり、従って、根本さんに対しては、八七年二月段階に、根本さんや、それから本件の参加者すべては、まだこの事件に本当に関わる資格を持ってないのだ、という批判を全員に對してしたことがあります。本日を含めて傍聴席には誰もおりません

最高裁印 九号の一

けれども、それは私自身がその参加者に対して、まだ公判期日その他を言っていないということもありますけれども、それは一つには根本さんの出廷を促すということが基本にあるとして、もう一つはやはり、それぞれの人が、本件に関わる問題、条件を充分に考えつくり出していないという、私の批判からも来ていない、ないしは知らせていないという問題があるわけです。それとの連続で根本さんが不出頭しているということもある、それが(b)の項です。(c)は、今述べたこととの関連で、私の意見に影響もされ、反発もし、それ以上に現在の生活にのめり込み、あるいは経済的理由その他を含めて、人間関係等においても無力感にさいなまれている、そういった様々な条件から不出頭しているというのが最も正確であると考えましたので、前回の補充という以上に、このように展開したいと思いました。

次に③の所ですけれども、裁判のこれからの進行に関して、証人のほうが希望

を述べておきたいということですね。

はい。

どういうことを希望されるわけですか。

根本さんが、これまでしばしば裁判所宛に「経済的な理由から出て来られない」ということを理由にしていますから、かつその背後には、内面的に随分傷つき、どうしていいか分からないということが推測されますので、具体的にどうすればいいかということは、私には分かりませんが、もしお願いすることが出来るならば、今後の審理を、例えば、札幌への出張尋問というふうな形で行っていただくことは出来ないだろうかと、そのことを是非検討していただきたいと思います。そうすれば、経済的理由による不出頭というその理由を消去することが出来ますしそれ以外の理由というのを引き出し、十分に審理していくことも可能になると思いますので、是非そのことをお願いしたいと思います。

最高裁印 九号の一

次に④の部分ですが、これはどういうことでしょうか。

本件の起訴によって、根本さんは現在休職処分を受けており、その処分をめぐって人事院に提訴して、現在審理が受理されておりますが、人事院の判断というのは、あくまでも刑事事件の判断に影響され、それによって決まっていくなありますので、その意味でも本件の審理というのは、人事院審理とか、あるいは起訴休職制度といえますか、公務員全体に関わる問題に関連している、ということを考えていたいただきたい。それから、これは積極的な評価の面になりますけれども、本件によって逆に、先程述べました京大のA三六七号室明渡しに関する民事訴訟というのが、全く実質審理なしに終わっている問題が、逆に刑事公判を通じて、本件の法廷でかなり問題点を展開出来ていること、これは積極的に評価して来ましたし、また、私、あるいはその他の人々の関わっている裁判過程、これまで、あるいはこれからの裁判

の問題に非常に大きい影響なり、意味づけを持ち得るという意味で、単に本件の水準、本件の幅だけで審理が進行しているのではなくて、非常に広い範囲に関連や影響を持つ事件である、ということ述べたいと思います。

⑤の部分ですが、これは証人の最終的な裁判所に対しての希望や、裁判の意義について強調したい点を述べられてると思うけれども、具体的にどういことを主張しておきたいんでしょうか。

根本さんが被告人質問の機会を放棄するという、非常に残念な意思表示をしておりますので、私が被告人に代わってというか、本来的な被告人として述べさせていただくとすれば、本件は、仮に執行猶予が付いたとしても、有罪となれば公務員の欠格事由となりますし、それ以上に、根本さんは既に警備員の身体的暴力によって、ひどく傷ついている。その上に警備員の供述を認める形で有罪ということになれば、

最高裁印 九号の一

身体的暴力に加えて、言語的な法律的な暴力によっても打ちひしがれることになり、一人の青年、あるいは父親、夫の人生というか、裁判や裁判制度に関するかすかな信頼というものを崩しかねない、そういう問題があると思います。そして、私自身が本来は被告人の位置を引き受けねばならないにも関わらず、偶然によって根本さんが被告人にされてしまったということから言っても、^{また}私自身が、今まで幾つか刑事事件で起訴されていますけれども、そしてその幾つかは無罪になっておりますけれども、その無罪になったどの事件に比べても、本件は完全な無罪であると。そのことを、私は前回にも述べましたが、被告人に有利だから、あるいは自分の知り合いだから、そう言うのではなくて、真実のためにそうである他ない、というつもりで述べているわけです。それと、もう一つ、本件をずっと振り返りまして、裁判ということを離れてちょっと言わしていただきますと、心の閉ざし方の

問題ということをやとって考えて来ました。心の閉ざし方という場合、一つには根本さんが、私を含む誰とも音信不通になったり、人間社会法律、時代、状況、そういったすべてに対して心を閉ざしてしまっている。そういう一人の人間の心がどういうふうに関ざされ、それを解かし、解放していくにはどうすればいいのだろうかというのが、私達の抱えて来た問題の一つであります。もう一つは、これはあまり見えないかと思えますけれども、警備員にとっても心の閉ざし方があると思ふんですね。それはどういうことかといえますと、個々の職場においては、かなり有能で、それから同僚とも親しく話し、人柄もいい、そういう人達が、ある重要な問題点に関しては、意図してか、あるいは止むを得ずかは分からないけれども、事実と違うことを言わざるを得ないと。そして一旦言ってしまったら、今度はそのように言ったことに逆規定されまして、それが、あたかも事実であるかのように振る舞

最高裁印 九号の一

わざるを得ないと。そういう問題によって、狭い職場においては、人間関係なり、自分の生活なりの安定は保たれるかもしれませんが、とりわけ裁判における宣誓という問題、宣誓の制度が形骸化したために、私達は何に対して真実を述べると誓うのか、その時、何に対して心を開き、あるいは閉ざしているのか、そういう問題がやはり深く問われているのであって、従って、私が仮に警備員の立場にならったとしてですね、取調べを受けても真実は述べないと思えますね。あるいは述べられない。それはこの職場にいる限りそうでしょうし、あるいは職場を変わったたり辞めたにしても、余程、良心の呵責、その他きっかけがない限り、出来ない。そのように法律的な水準で閉ざされた人達の心の問題というのが、先程言いました根本さんの閉ざされた心の問題と同時に、ずっと私の関心の対象であります。従って、本件の判断がどういう結論を持つにしても、やはり様々な方面から注目

裁 判 所

されており、とりわけ現在の裁判制度における大阪地裁なり、その裁判官の意味というのに、最終的に期待が寄せられているということも併せて言っておきたいと思えます。

次に、あなたのほうで今回のあなたの証言を補足する、あるいは理解しやすくするために、書類を八点程提出したいということで、私のほうにその原本なりコピーを持って来たものがありますね。

はい。

その書類について、検察官のほうから同意してもらえなくて、証拠として提出出来ないものが多いんだけれども、その概略、あるいは内容等について、口頭でここで説明してもらおうということにしたいんですが、まず「瞬間」ですね。

あなたの「松下昇概念集」というものに載っている書類について説明していたいただきたいんですが、これにはどういうことが書いてありますか。

先程もちょっと述べましたが、「瞬間」という概念が、現在の日本の

最高裁印 九号の一

思想界においてかなり重要なテーマになっておりまして、様々な思想家とか哲学者、文学者が「瞬間」についての考えを出しております。その中で、本件における「法廷内の瞬間」と「控室内における瞬間」との関連がどのような意味を持っており、それも客観的に判断出来ない、ある盲点というか、深みを持っており、証人としての私がもし沈黙してしまえば、その「瞬間」の関連は解けないという問題を、私がここに記しているわけです。

それから、「生活手段（職業）」というものですが、これも先程大分話してもらっていますが、まとめて、どのような内容で提出の目的は何であるのか、話してもらえますか。

これは前回にも、戦争責任の問題との関連で少し述べましたが、戦争行為に加担するという大袈裟なことでもなく、一見平和に見える日常生活の中での戦争というものもあるわけで、根本さんは殺されはし

なかつたけれども、やはり怪我をしたり、心が深く傷ついたりしている、そういう一つの戦争行為に近い問題に巻き込まれている。また彼自身が対裁判所よりも、むしろ一見すれば仲間である人達との争い、葛藤がより深い問題。そういったことが、現在の一見平和な生活状況の中でどういう意味を持っているのか、また公務員の偽証の問題にしても、自分の生活の安定を守るためには、仲間と同じことを言わざるを得ないという問題。そういった現在の一見平和な生活の中にある様々な矛盾とか、考え直す必要性についてここに記しました。

(以上 柿崎俊次)

弁護人(金高)

次に一九八六年二月の一〇日の法廷内外で配布されたピラ、問答集みたいなピラがあるんですが、これはどういうことで提出したいというふうに考えたわけですか。

これは日付が二月一〇日になっておりますが、本件の三月二四日にも連続して配布されておりまして、法廷に来た傍聴人、参加者達が高裁の民事裁判について、どういう意見を持っていたかということを示すのが一つと、もう一つ言いたいことは、傍聴席に来ていたそれらの人達は、決して闘争に係わる人達ではなくて、一般学生であったという問題です。あるいは一般市民、労働者がほとんどであったという問題。従って、警備員なりから見て、松下一派の法廷闘争の一環として、初めから妨害するため来ているというふうに見るのは大変不正確であって、極く普通の学生なり、市民なりが、一回か二回の議論、あるいは大学祭を通じて

の講演や討論を通じて、民事訴訟の問題にも関心を持った人達ですけれども、その人達が独自に判断して、これだけのピラを書けるという問題それは逆に言うと、全く予備知識のない人達でも、公平な目で私達の主張を考えれば、このようなピラを書けるのだ、誰でも書けるのだということの立証としても出したいと思いました。

次に「判決不可能性に関する申立書」という書面がありますね。

はい。

これはあなたが作成して、根本被告が裁判所に届けた、そういう書類でしたね。

そうです。

この書類はどういう内容が書いてあるんでしょうか。

この書類が出る前段階をまず申しますと、高裁の第六民事部は、三月二四日には私に関してだけ判決を予定していたという問題があり、他の何名かに関しては、判決を予定していなかった。その背後の事情とか、あ

表高裁印 九号の一

るいはその三月二四日に関して、私に対する公判期日は通知されていなかったこととか、さまざまの手續上の誤り、これは裁判官よりも、むしろ書記官の責任じゃないかと思えますが、そういう問題がここに記されております。

そういう問題があるから、判決は不可能だと、そういう内容でしょうか。

はい。

この書面をあなたが証拠書類として裁判所のほうに提出して、判断の材料にしてほしいというのはどういうことでしょうか。どういう目的なんでしょうか。

一つには、この書類を提出したのが、予期しなかったことですが、根本さんが、自分が出しに行くと言って原本を受取って書記官室まで出しに行かれ、その時に、書記官やその他の職員との問答等によって、いわば目をつけられたと言いますか、松下に近い人物として目立った可能性がある、ということと、先程言いました書面自体の内容が示している通り

高裁第六民事部が非常に不当な訴訟指揮と言いますか、をして判決を強行しようとしていた問題、それらを示そうと思いました。

それから、あなた達が発行してるパンフレットがありますね、これは時の：

楔くさび

加一字

「時の楔通信」ですね。その一五号と八号というのを提出したいということ

はい。

このパンフレット提出分には、どういう内容が記載されているんですか。

このパンフレット提出分については、本件に関連する三月二四日の事件を中心にしまして、私達の把握した詳細な経過とか、考え方を述べております。

このパンフレットの、あなたが提出したかった部分、これはどなたが書いた分ですか。

主として私が書いております。

刑 三字

最高裁印 九号の一

まず一五号についてですが、これは事件の経過と裁判の経過について書いたものですかね。

はい。

八号はどうでしょうか。

八号も作成は私です。

内容はどういうことについて書いてありますか。

他の同僚たちと同じ水準では

内容は、根本さんは札幌の郵便局で働いておりましたが、労働組合に参加していない、社会党にも共産党にも批判を持っている。組合費とか、選挙のためのカンパを拒否している、そういう職場での孤立した状況、又、政治的な発想についても非常に純粋な、自分で納得しないと何もしないという考え方の人であるということを示す資料でして、出したいと思いました。

それと上告趣意書、あなたの刑事事件について、昭和六一年の一〇月二九日付で

20

弁護人が作成した上告理由書、これも提出したいということですが、これはどういう内容のものなんでしょうか。

これは前回にも少し述べておりますが、私自身が東京高裁の法廷で起きた事件で、公務執行妨害の被告人になっておりまして、その上告審でも国選弁護人が自分の長年にわたる経験等から、公務員、特に権力の行使に係わる公務員が、どうしても事実と違うことを言わざるを得ない確率が大変多いという問題、それとの関連で、私の事件について上告趣意書を書いたわけですけれども、基本的に本件についてもあてはまりますし、又、添付してあります判決、これは大阪高裁における私に関する判決ですけれども、ここでは公務執行妨害事件について、神戸地裁では有罪であつたものを大阪高裁で無罪になっております。その判断や、あるいは訴訟費用の免除を控訴審で、原審を含めて行なっている問題とか、内容的にも評価しうるものを、上告審の弁護人が、別の事件ではありますけ

加一字

最高裁印 九号の一

れども、重要なものとして最高裁宛に提出している、そういった問題を本件についても、ぜひ考慮していただきたいという意味あいを出したいと思いました。

それと本件の被告人である根本さんが人事院の公平委員会で、この公務員の地位について審理されておると。その件について相手方の処分権者のほうが提出した答弁書を本件で証拠書類として提出したい、そういうことをあなたのほうから私のほうに言ってきましたね。

はい。

これはどういう書類であって、どういう目的で提出したいということでしょうか。これは処分者が人事院に宛てて出した書類でして、内容としては休職処分をした根拠というものが、国家公務員法に基づくということを通じて述べられますが、それに関連して、公務員が刑事事件に関して起訴されると有罪となる割合が著しく高い我が国の実情においては、ということをお述

べておりまして、従って、ほとんど有罪ということをご予測した上で、退職処分を、いわば一方的に行なってしまったている、そういう悪しき慣習が一般化しております、たとえば他の例で言いますと、職場内における行動によって起訴されたとか、あるいは空港設置に反対する政治党派の行動に参加したとか、その他、意識的、意図的、計画的な行為で起訴された事件について退職処分というものが多く出されてきたわけですが、本件というのは、ずっと述べておりますように、根本さんの職場で起きた事件でもなければ、又裁判所なら、裁判所において意図的に意識的に起こそうとした事件でもない。全くの偶然というか、自分の予想しない場面での起訴であって、そういうものについても一律に退職処分が出されていくという問題、それが追認されていくという問題は非常に不公平なことであると思えますし、何よりも事件の内容自体が全く起訴状なり、警備員の証言なりと違うわけですから、そういった意味でも

最高裁印 九号の一

十分慎重に審理していただいて、人事院の審理なり、あるいは処分の内容なりに、よりよい影響を与えていただきたいということでご出そうと思いました。

以上で一応あなたのほうでプランとして出したものは終ったんですが、最後に証言を終えるに当たって、今までの証言を踏まえて、あるいはそれ以外のことで付け加えておきたいことを述べてもらえますか。

先程証言内容プランの五番という所でも一部述べましたけれども、本件においては、私自身が幾つかの事件で被告人であったことと比べても、非常に不当な起訴であり、又私自身、幾つかの無罪判決を得ておりますが、それらと比べても、より一層というか、無罪の他にないというふうにご判断しておりますし、そして私に関して言えば、根本さん以上に被告人の位置に立つべきであるにもかかわらず、起訴されてない現在、まして根本さんを起訴しえないということをご繰返し強調したいと思えますし

又、心の閉さし方という問題で二点ほど述べましたけれども、根本さんという人の一生、あるいはそれに係わる人達の生活なり、裁判や、さまさまの関係に対する信頼というものをぜひ深く考慮していただきたいということを彼に代りまして述べたいと思います。以上です。

横山 昭代 (石渡 照代)

平成元年 九月 二 八 日

大阪地方裁判所

裁判所速記官

柿崎 俊 次

裁判所速記官

石渡 昭代

証言が法廷では終了した段階で、やっと視えてくる未証言領域や証言の特性について、断片的に列挙しておく。

一：未証言領域は無限にある。しかし、それは、無限にあるけれども証言しえていないというよりは、私の証言によって初めて未証言領域の拡がり、全ての人の証言条件の未成立性の深さで開示されつつあるという意味である。狭い法的な範囲に限っても、このことに最もよく気付いていたのは裁判官であり、かれらは私の証言が形式的な審理の儀式を内在的に粉碎していることを、検察官や弁護士よりも（！）了解している気配をみせていた。そして、それ故にこそ、有罪判決を出さざるを得ないであろう。この有罪性を最も信じていないのは裁判官であり、それにより、かれらは永続的に（被告人）性を背負い、私たちの（真実）に敗北した（証人）の運命を生きているのだ。

二：この刑事公判は、具体的審理なしに終了したA367系裁判（特に γ ）の実質的展開の質を帯びているが、さらに私にとっての証言法廷は、公開の制裁裁判を実現し止揚する場でもあった。また、一九八八年一月以来、法的被告人が不出頭し、傍聴席にだれもいないという異質さのために、私は、被告人や傍聴人や未採用の証人の総体を仮装する存在として法廷を占拠することになった。証言時および終了後の何回かの公判における唯一の法的非専門家である私に対する嚴重な警備体制は、この事態の得体の知れなさに對する裁判所の脅えを示している。ただし、この脅えの質が疎外された低い水準のものであることはいうまでもない。私の証言は偽証の本質のみならず、関連する全領域を射程距離に含んでおり、眼前の警備体制は、あらかじめ無視し解体されている。

三：私は八六年三月の事件発生以来、八九年七月の証言開始まで、この刑事事件の法廷にずっと非存在してきた。いいかえると、私の証言は非存在状態からの出撃過程である。この交換の質は、法的被告人や、これまでの水準の公判参加者が本質的な参加条件を實現しえず法廷に非存在している状態と、この状態のままに判決を急ぐ権力の双方を同時に突破しようとする方向性に生かされている。そして、重要なことであるが、私は証言を、この事件の幅での当事者（テーマ）の救出し展開のために開始したのではない。証言プランの本来の力点は、むしろ次のところにある。

- ①みずからの、より深い（罪）の開示を媒介してのみ、法的な罪を仮構する権力とたたかい得るという姿勢は（甲山）事件の公判過程への提起でもあり、
- ②みずからの、このような（罪）が全ての人々によってまだ実行されていない困難さの根拠を問う方法は（反日）の戦士たちと共闘する組織論の序でもあり、
- ③準備した後に集積する言葉と、準備せず、ある瞬間、ある場で思いがけず訪れる言葉の差異の力学を（法廷）外の全領域への応用していく試みである。

あとがきへの補充

法廷の酒パックやタバコ、証人控室の壁のタンポポの絵やマジック・ペンについては、極めて不思議なことに、裁判官も検察官も弁護人も質問しなかった。私としては、これらの人々からの質問があれば、それらに触れたり、保存している人と共に証言する、と対処するつもりでいたが、この証言が本当は一番おもしろいはずである。

証言終了後、近松門左衛門の「曾根崎心中」の舞台である、お初天神の境内を歩いている時に、いくつかのヴィジョンが浮かんだ。一つは、これだけ証言したのに有罪の判決が出たら（仕事人）の出番だな…というもので、これは自分に対するいくつもの有罪判決の前後にはなかった情念の噴出を伴っていた。もう一つは、かりに劇としてこの事件を作品化する状況が可能な場合には、各登場人物は作品化の必然や、打倒すべき構造を理解していることになるが、あの裁判官や警備員らが、そのような（作品）の演技を今すぐ自覚的にはなしえない落差にこそ、かれらにとっての（革命）の根拠が確実に存在するのではないか…というものであった。その後、もう一つ、前記の二つを統一し、飛翔させるヴィジョンが生成しつつあるが、共闘しうる主体の質問に対してのみ開示していきたい。

権力をもつものが、どのように根底的な提起を受けても、無視したり、対応を時間的に引き伸ばしたり、提起の総体でなく最も対処しやすいところを浅く切り抜けようとする例を私たちは、いやという程みてきた。しかし、同じ例は、主観的には反権力のつもりの人々にもあるし、場合によっては、より悪質である。これらの総体と戦う時の（～）を共有しようとする限り、どのような批評も、この証言集の企画主体は、共闘のあいさつとして歓迎する。

このパンフは、これまで刊行してきた系列との関連で把握すると、上巻は表現集、下巻は発言集の要素を含みつつ、全体としてα系の批評を内在的に転倒する反α系批評集として具体化している。既刊の各系列からの、このような（はみだし）方は、このパンフの内容が、これまでの（～）公判過程の展開から未知の過程へはみだしていく必然ないし祝福と、どこかで対応しているであろう。

内容や刊行過程についての質問は提起、印刷がよみにくい箇所や
欠落ページの指摘などは左記へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一―一 松下気付 刊行委員会

☎078・821・4984

刊行リスト(カンパ・一冊千円程度) 申込は前記へどうぞ。

松下 昇(についての) 批評集…計9冊

α篇とα続篇、β篇とβ続篇、γ篇(4分冊)とγ続篇

表現集A V版と続篇…計2冊

発言集A V版と続篇…計2冊

神戸大学闘争史(年表と写真集)

概念集・1、2(続刊を企画中)

(3・24)証言集(上・下)

時の楔通信第A0V〜A15V〜号および関連パンフ多数あり。